

情報センサー

Vol. 189 July 2023

【特別インタビュー】

サステナビリティ情報開示の
国際的潮流の中で、企業、投資家、
そして監査法人はどのように課題
と向き合っていくべきか

【特別寄稿】

監査役会の実効性評価



Building a better
working world



特別インタビュー

サステナビリティ情報開示の第一人者でおられる北川哲雄先生をお迎えして、欧州および日本のサステナビリティ情報開示関連規制の動向を踏まえ、日本企業の経営者がどのような意識で取り組めばいいのか、その課題と対応、投資家との向き合い方、そして監査法人が果たす役割をインタビュー形式にて、お話を伺いました。ぜひ、ご一読ください。

特別寄稿

ご好評いただいている高橋 均先生による寄稿記事。今号では、監査役会の実効性の評価を取締役会の実効性評価と比較し、会社法および金商法での規定の違いも交えながら監査役会の実効性の評価の論点に関して具体的に解説し、監査役実務に資する内容となっています。

特別インタビュー

02

サステナビリティ情報開示の国際的潮流の中で、企業、投資家、そして監査法人はどのように課題と向き合っていくべきか

青山学院大学名誉教授 東京都立大学特任教授 経済学博士
北川哲雄
EY新日本有限責任監査法人 サステナビリティ開示推進室長
パートナー 公認会計士 馬野隆一郎

会計情報レポート

04

2024年3月期第1四半期 決算上の留意事項

品質管理本部 会計監理部 公認会計士 平川浩光
公認会計士 石川仁

特別寄稿

12

監査役会の実効性評価

獨協大学 法学部教授 高橋 均

デジタル&イノベーション

18

リアルタイムなデータ自動連携が
会計監査とファイナンス部門にもたらす価値とは

アシュアランスイノベーション本部 AIラボ 公認会計士 本山禎晃

Trend watcher

22

理想的なデータ部門の構築：エグゼクティブのための主要機能と戦略 (Building the Ideal Data Department : Key Features and Strategies for Executives)

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
ストラテジー・アンド・トランザクション (SaT) SAT LAB
フランチェスコ・フマローラ

Contents

情報センサー Vol. 189 July 2023

IFRS実務講座

26

公開草案「金融商品の分類及び測定の修正」の公表

品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 佐野敏行

出版物のご案内 11・17・25・31

編集後記 36

JBS

28

英国のESG関連情報開示の動向

ロンドン駐在員 公認会計士 児島惇彦

Tax update

32

研究開発税制

令和5年度税制改正の解説 [後編]

EY税理士法人
グローバル・コンプライアンス・アンド・レポート部
税理士 中野真純

企業会計ナビ ダイジェスト

34

持分法の適用範囲

企業会計ナビチーム 公認会計士 中村 崇

サステナビリティ情報開示の国際的潮流の中で、 企業、投資家、そして監査法人は どのように課題と向き合っていくべきか

欧州と日本のサステナビリティ情報開示関連規制の動向や日本企業が取り組むべき課題、さらに監査法人が果たす役割とは？ サステナビリティ情報開示の第一人者である北川哲雄先生にあらためてお話を伺いました。

ゲスト：

北川 哲雄

Tetsuo Kitagawa

青山学院大学名誉教授
東京都立大学特任教授
経済学博士



聞き手：

馬野隆一郎

Ryuichiro Umano

EY新日本有限責任監査法人
サステナビリティ開示推進室長
パートナー 公認会計士



I サステナビリティ情報開示を 「プレッシャー」ではなく 「マネジメントマター」と認識しているか

馬野 2022年11月にCSRD（企業サステナビリティ報告指令）が欧州議会と欧州理事会によって承認され、欧州ではより広範なサステナビリティの取組みが求められています。しかし日本では、サステナビリティの取組みをコスト要因として捉えている企業があるように思います。そうした現状につきまして、北川先生のご見解をお聞かせください。

北川 CSRDやSFDR（サステナブルファイナンス開示規則）など、日本企業から見ると、欧州のサステナビリティ情報開示の動きは早く、次々と課題を押し付けられるというプレッシャーを感じる経営者も少なくありません。おおむね日本企業はサステナビリティ情報開示に関して様子見の時期が長かったこともあり、欧州は10年ほど先行しています。特に、欧州と関係が深いライフサイエンス業界では、国内の親会社のビジネスにも大きく影響してきますから新しい波が押し寄せてくるプレッシャーを強く感じてしまうのです。

ライフサイエンス、あるいは飲料・食品業界は日本企業の中では比較的感度が鋭い会社が多いという印象がありますが、それでもまだ欧州とのギャップは大きいと言わざるを得ません。各企業においてはさまざまな努力をされていますが、単にサステナビリティ関連の部署を設置すればいいというものではなく、一番の遅れの要因は企業体制です。言い換えると、経営陣の意識、すなわち取締役会で議論すべきマネジメントマターと認識しているかどうかなのです。業界トップシェア企業の場合はかなり認識されてきています。なぜなら、そうした企業の経営陣は、欧州の現状と比較して自分たちがまだまだ遅れているという問題意識が強いからです。

経営陣が問題意識を持たない企業の場合、サステナビリティ部門で働く方々は非常に気の毒で、次々に押し寄せる課題に対して予算も人員も時間も不足している状況です。「内なる敵」という言葉がありますが、外部のステークホルダーと良好な関係を築くために、内なる問題を解決しないと進めない厳しい状況に置かれています。そこに情報開示に対する、企業間の意識の分断があります。欧州と密接なビジネスを展開する

ライフサイエンス業界の場合は3分の1程度、それ以外の業態ですと5分の1程度の企業が危機感をもって情報開示に取り組んでいると私は見えています。

そこにどのような意識の差があるかというところ、サステナビリティ、あるいはダイバーシティなどの経営課題を所与のものとして受け取っているかどうかです。いまさらこれらの課題に意味があるかどうかを議論することなど、欧州や米国ではもはや考えられない話で、まずそれらは既定の「常識」なのだという経営者の意識革命が必要です。日本国内で話題になっている男女の賃金格差の問題など、欧米の企業は10数年前から取り組んでいます。議論だけではなく、具体的にどのように努力しているのかが見えなければ、その企業は世界中の投資家から見放されてしまいます。

私は、指導する大学院生に欧米企業のアニュアルレポートや統合報告書を調べてもらったことがあります。「ダイバーシティ」というワードでテキストマイニングを行ったところ、2カ所のみでした。一方、日本企業で行ったところ、40カ所以上出てきました。これはなぜでしょうか。欧米企業では「ダイバーシティ」は常識なのでほとんど書く必要がないのです。ところが日本の企業ではまだ対応が不十分なので達成目標を掲げ、一生懸命になって投資家を説得しようとするわけですね。この意識のギャップは、経営者の認識の差から生じたものです。前述のとおり、ライフサイエンス業界の約3分の1の企業は、幸いグローバルにビジネスを展開していることから、今後、欧米とのギャップは早期に埋まっていく可能性を感じています。買収した欧州の企業から逆に「日本の親会社は何をやっているのだ」と課題を突き付けられるケースもあり、そうした声に耳を傾けられるかということが経営者に問われています。私は危機意識を持った企業が、今後サステナビリティ情報開示の分野で日本企業全体をけん引してほしいと思っていますし、それができると信じています。

II 投資家と監査法人を味方に付けて 未来志向の経営改革に力強い推進力を！

北川 一方、投資家側の問題を指摘すると、日本企業に対して優しい、という印象を持っています。特に日本にいる投資家は、もっと日本企業を良くしようという気持ちで投資先企業に対しエンゲージメントを図っていくべきです。社外取締役が数名しかいない日本企業とは異なり、海外の多くの企業では役員全体の7～8割が社外取締役になっています。国内外の機関投資家も日本企業の置かれた立場を認識しているはずですから、そこは外部からの意見を企業に向かってきちんと伝えるべきだと思います。それは投資家の責任でもあり、実際に企業へ厳しく苦言を呈されている投資家

もいらっしやいます。

馬野 これからは企業が投資家のエンゲージメントを促す発信をしていくことも必要かもしれませんね。

北川 そうですね。よく「企業は投資家を選べない」といわれるのですが、私はむしろ積極的に選ぶべきだと思います。企業が一番痛いところを突いてくる投資家に耳を傾けなければなりません。人間の成長も同じです。一番耳が痛いことをストレートに叱ってくれるのが親ですから。投資家を頼りになるアドバイザーとしたいのならば、そこも再認識してみたいと思います。

馬野 分かりました。では最後に、サステナビリティ情報において企業は私ども監査法人をどのように利用すべきと思われるでしょうか。

北川 私自身もかつて会計学を学びましたから、監査機能の重要性は十分認識しています。監査法人は、第三者の立場から信頼性の高い情報を発信することはもちろん、サステナビリティ情報開示に関して企業に対



するコンサルテーションも行うことができます。監査法人は企業経営にとって重要な推進力になる存在だと思っています。特に多様なサステナビリティ情報のデータベースを社会的に認知されたものにするためには、膨大な情報を処理・分析するデータサイエンスの力が欠かせません。そうした緻密な作業はやはり監査法人がやるべきことではないでしょうか。投資家は、監査法人や公認会計士が保証した信頼性の高い情報をベースに企業とエンゲージメントを図っていくわけですので、もはや財務情報だけではなくESGをはじめとする非財務情報も、監査法人や公認会計士による関わりが必要不可欠となる時代になっているといえるでしょう。

馬野 おっしゃるとおりかと思います。監査を通じての私たち監査法人と企業との関係性は長期間となるのが一般的ですので、長期的価値を生むための経営改革に関し、監査人として果たせる役割は少なくないと認識しています。この点をあらためて意識しながら、今後も監査業務やマネジメントとの対話にも取り組んでいきたいと思っています。本日は貴重なお話をありがとうございました。

2024年3月期第1四半期 決算上の留意事項

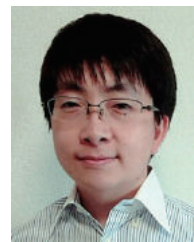
品質管理本部 会計監理部

公認会計士 平川浩光



▶ Hiromitsu Hirakawa

公認会計士 石川仁



▶ Jin Ishikawa

品質管理本部 会計監理部において、会計処理および開示に関して相談を受ける業務、ならびに研修・セミナー講師を含む会計に関する当法人内外への情報提供などの業務に従事している。

I はじめに

2024年3月期より、原則適用となる会計基準及び早期適用可能となる会計基準は〈表1〉のとおりです。

本稿ではこれらを中心に24年3月期第1四半期決算に影響する会計基準を解説するとともに、年度の最初に迎える第1四半期決算でよくある検討ポイントについても解説します。

また、本文中で使用する会計基準の略称及び適用開始時期は同じく〈表1〉のとおりです。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者らの私見であることをあらかじめお断りします。

II 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い

1. 範囲

実務対応報告第43号は、株式会社が電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象としています。電子記録移転有価証券表示権利等とは、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令52号）1条4項17号に規定される権利をいい、金融商品取引法（昭和23年法律25号）2条2項に規定される有価証券とみなされるも

の（以下、みなし有価証券）のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものをいいます。

なお、一部の論点については実務対応報告第43号では取り扱わず、22年3月15日に企業会計基準委員会（以下、ASBJ）より公表された「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」において今後の方向性に関する予備的な分析がされています。こちらについては、本誌22年6月号をご参照ください。

2. 発行及び保有の会計処理

電子記録移転有価証券表示権利等は、その発行及び保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いてなされる点を除けば、従来のみなし有価証券と権利の内容は同一であると考えられるため、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理と同様に取扱いします。

ただし、発生及び消滅の認識の会計処理については、一部別途の定めが置かれており、会計処理の概要は〈表2〉をご参照ください。金融商品取引法に定義する有価証券に該当しても、信託受益権については、優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権

▶表1 会計基準略称及び適用時期の一覧

適用開始時期	会計基準の名称		略称
24年3月期の期首から原則適用	実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」		実務対応報告第43号
24年3月期の期首から早期適用可能（25年3月期の期首から原則適用）	改正法人税等会計基準等	改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」	法人税等会計基準
		改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」	包括利益会計基準
		改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」	税効果適用指針

※ 本稿は23年5月26日時点の情報に基づくものである。

▶表2 発行及び保有の会計処理の概要

発行の会計処理		金融商品会計基準等上の有価証券に該当する	金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない（信託受益権）
		従来のみなし有価証券を発行する場合と同様	実務対応報告第43号の対象外
保有の会計処理	発生及び消滅の認識	<ul style="list-style-type: none"> ▶原則として、金融商品会計基準が定める原則に従う ▶売買契約について、契約を締結した時点から移転した時点までの期間が短期間である場合、契約を締結した時点で認識する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶原則として、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下、実務対応報告第23号）の定めに従う ▶金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものは、左記の金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の定めに従う
	貸借対照表価額の算定及び評価差額の会計処理	従来のみなし有価証券を保有する場合と同様	金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めに従う

の保有者が複数である場合などを除いて、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、金融商品会計基準）や会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下、金融商品実務指針。また、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて、以下、金融商品会計基準等）上の有価証券として取り扱わないものとされているため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合とに分けて会計処理が整理されています。

3. 四半期における開示

電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とされています。このため、電子記録移転有価証券表示権利等は、従来のみなし有価証券に含めて貸借対照表に表示し、四半期において金融商品に関する注記事項を開示する場合には、当該注記においても従来のみなし有価証券に含めて注記することになります。

また、この第1四半期決算から実務対応報告第43号を原則適用する場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として注記することになります（企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、過年度遡及会計基準）10項）。なお、実務対応報告第43号においては、特定の経過的な取扱いが定められていないため、従前から電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することになります（過年度遡及会計基準6項(1)）。

III 改正法人税等会計基準等

22年10月28日にASBJより法人税等会計基準、包括利益会計基準、税効果適用指針（これらを合わせて以下、改正法人税等会計基準等）の改正が公表されています（<表1>参照）。これらの適用時期は<表3>のとおりであり、24年3月期第1四半期決算から早期適用が可能となっています。

▶表3 適用時期

原則適用	24年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から
早期適用	23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から

1. 主な改正内容

主な改正内容は<表4>のとおり2点あり、それぞれについて解説していきます。なお、改正内容の詳細については、設例も踏まえて解説している本誌22年8月・9月合併号も併せてご確認ください。

▶表4 主な改正内容

- ▶ 法人税等の計上区分（その他の包括利益等に対する課税）
- ▶ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

2. 法人税等の計上区分に関する改正

(1) 改正前の会計処理と問題点

例えば、その他有価証券の時価評価に伴う評価差額や、ヘッジ会計における繰延ヘッジ損益などその他の包括利益に計上された取引又は事象（以下、取引等）が課税所得計算上の益金又は損金に算入され、法人税、

会計情報レポート

住民税及び事業税等（以下、法人税等）が課せられる場合があります。

改正前の法人税等会計基準では、当事業年度の所得等に対する法人税等は、法令に従い算定した額を損益に計上することとしていたため、このような取引等についてはその他の包括利益に計上される一方で、これに対して課せられる法人税等は損益に計上されていません。

したがって、税引前当期純利益と税金費用の対応関係が図られていないのではないかという問題点が指摘されていました。

(2) 改正後の会計処理

改正後の法人税等会計基準では、当事業年度の所得に対する法人税等を、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとされました。なお、株主資本又はその他の包括利益に計上される取引等の例示は<表5>の通りです。

3. グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する改正

(1) 税務上の取扱い

税務上、内国法人が有する譲渡損益調整資産（有価証券等）を他の完全支配関係がある内国法人に譲渡した場合には、グループ法人税制が適用され、課税所得計算上、譲渡時点において売却損益を計上せず、繰り延べられることとされています。そして、当該繰り延べられた売却損益については、譲渡法人において、当該資産の譲渡等の事由が生じたときに、譲渡法人の課税所得計算上、売却損益を益金の額又は損金の額に算入することとされています。

(2) 改正前の会計処理

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等

の売却に係る税効果の取扱いについて、改正前の税効果適用指針39項では、当該子会社株式等を売却した企業の個別財務諸表において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととされていました。つまり、売却益が計上されることを前提とすると、個別財務諸表では売却益に対応して繰延税金負債が計上されますが、連結財務諸表上は内部取引であることから売却益が消去され、また、税務上も売却益が繰り延べられるため課税されていないにもかかわらず、連結財務諸表上は税金費用及び繰延税金負債が計上される結果となっていました。

(3) 改正後の会計処理

(連結財務諸表の取扱い)

連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益について、税務上の要件を満たし課税所得計算において当該売却損益を繰り延べる場合、当該売却に係る連結財務諸表上の税引前当期純利益と税金費用との対応関係の改善を図る観点から、連結財務諸表において<表6>の処理を行うこととされました。

(個別財務諸表の取扱い)

個別財務諸表においては、連結財務諸表とは異なり、売却損益が消去されないことから、税金費用を計上しないこととした場合には税引前当期純利益と税金費用との対応関係が図られないこととなると考えられます。

したがって、改正前の取扱いを見直さないこととされています。

4. 会計方針の変更の注記及び経過措置

この第1四半期決算から改正法人税等会計基準を早期適用する場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として注記することになります（法人税等会

▶表5 株主資本又はその他の包括利益に計上される取引等の例示

区分	分類	内容
株主資本	親会社株式等の売却	子会社等が保有する親会社株式等を企業集団外部の第三者に売却した場合の連結財務諸表における法人税等に関する取扱い 子会社等が保有する親会社株式等を当該親会社等に売却した場合の連結財務諸表における法人税等に関する取扱い
	子会社に対する投資の売却	子会社に対する投資を一部売却した後も親会社と子会社の支配関係が継続しており、連結財務諸表上、当該売却に伴い生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金として計上する場合の当該資本剰余金部分に対応する法人税等相当額についての取扱い 子会社に対する投資について追加取得に伴い生じた親会社の追加取得持分と追加投資額との差額を資本剰余金として計上し、その後子会社に対する投資を売却した場合における当該資本剰余金に対応する法人税等相当額についての取扱い
その他の包括利益	グループ通算制度（又は連結納税制度）の加入時の時価評価	グループ通算制度（又は連結納税制度）の開始時又は加入時に、会計上、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額が計上されている資産又は負債（例えば、その他有価証券）に対して、税務上、時価評価が行われ、課税所得計算に含まれる場合
	非適格組織再編成における時価評価	非適格組織再編成において、会計上、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額が計上されている資産又は負債（例えば、その他有価証券）に対して、税務上、時価評価が行われ、課税所得計算に含まれる場合
	在外子会社持分へのヘッジ会計	投資をしている在外子会社の持分に対してヘッジ会計を適用している場合などにおいて、税務上は当該ヘッジ会計が認められず、課税される場合
	退職給付会計における未認識項目	確定給付制度を採用しており、連結財務諸表上、未認識数理計算上の差異等をその他の包括利益累計額として計上している場合において、確定給付企業年金に係る規約に基づいて支出した掛金等の額が、税務上、支出の時点で損金の額に算入される場合

▶表6 改正後の連結財務諸表の取扱い

① 売却側の企業の個別財務諸表において、売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、連結決算手続上、当該繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩す。
② 購入側の企業による当該子会社株式等の再売却等、法人税法第61条の11に規定されている、課税所得計算上、繰り延べられた損益を計上することとなる事由についての意思決定がなされた時点において、当該取崩額を戻し入れる。
③ 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異について、予測可能な将来の期間にグループ法人税制が適用され、売却損益を繰り延べる場合に該当する子会社株式の売却を行う意思決定又は実施計画が存在しても、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない。

計基準20-3項、税効果適用指針65-2項、過年度遡及会計基準10項)。

なお、改正法人税等会計基準の適用初年度においては、原則として、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及適用することとされています。ただし、法人税等の計上区分については、会計方針の変更による累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができることとする経過的な取扱いが定められています(＜表7＞参照)。

▶表7 経過措置

法人税等の計上区分	適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができる
グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果	特段の経過的な取扱いは定められていない

IV グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い

1. グローバル・ミニマム課税制度の税効果会計への影響

令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税に対応する法人税が創設され、それに係る規定(以下、グローバル・ミニマム課税制度)を含めた改正法人税法が23年3月28日に成立しています。

グローバル・ミニマム課税制度の適用は24年4月1

日以後開始する事業年度からとされていますが、その適用が見込まれる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算(四半期連結決算及び四半期決算を含む)において、税効果適用指針の定めに基づき、グローバル・ミニマム課税制度を前提として税効果会計を適用するか否かを検討する必要があります。

しかしながら、グローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会計の適用については、実務上対応が困難であるとの意見が聞かれたことから、ASBJより、23年3月31日に実務対応報告第44号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」(以下、実務対応報告第44号)が公表され、当該公表日以後適用されています。

なお、グローバル・ミニマム課税制度の具体的な内容については、EY税理士法人「令和5年度税制改正大綱(詳細版)」をご参照ください。

2. 実務対応報告第44号の概要

(1) 範囲

グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判断について、企業が適切にかつ適切に行えるか懸念があるとの意見が聞かれたことを踏まえ、実務対応報告第44号では、企業会計審議会が1998年10月に公表した「税効果会計に係る会計基準」が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表において、一律に適用するとされています(実務対応報告第44号2項)。

(2) 会計処理及び開示

ASBJが実務対応報告第44号の適用を終了するまでの間、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算(四半期連結決算及び四半期決算を含む)における税効果会計の適用にあたっては、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととされています(実務対応報告第44号3項)。

これは、税効果会計は利益に関連する金額を課税標準とする税金を対象として認識するものですが、グローバル・ミニマム課税制度に基づいた基準税率(15%)までの上乘せ税額は、親会社等がその所在地国の税務当局に支払うものであるため、課税の源泉となる純所得(利益)が生じる企業と納税義務が生じる企業とが相違することとなり、税効果会計を適用すべきか否かが明らかではないことや、実務上の負担も想定されることなどから特例的な取扱いが定められたものとなります。

このため、24年3月期第1四半期決算においても、

会計情報レポート

23年3月期と同様に、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映せず、税効果会計を適用することになります。

なお、グローバル・ミニマム課税制度の影響が見込まれる企業において実務対応報告第44号を適用した旨を注記することも考えられますが、企業がグローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判断を適時にかつ適切に行うことについて懸念があるとの意見が聞かれたため、実務対応報告第44号の適用に関する開示は求めないこととされています。

(3) 適用期間

実務対応報告第44号の特例的な取扱いは、グローバル・ミニマム課税制度の具体的な内容やグローバル・ミニマム課税制度の適用を前提として税効果会計を適用すべきかどうかは今後明らかになるまでの当面の取扱いであるため、適用期間は、ASBJが実務対応報告第44号の適用を終了するまでの間とされています。

このため、ASBJより公表されている「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」では、法人税等会計基準及び税効果適用指針等の会計基準等の改正の要否について、今後、検討することを予定しているとされています。

V 第1四半期決算でよくある検討ポイント

年度開始に合わせて企業内の組織変更や合併などの組織再編が行われることも多く、これらに関連するさまざまな論点について、第1四半期で検討が必要となることが多くあります。また、年度決算の観点でも、第1四半期のタイミングで検討しておくべき論点もあります。そこで、本章では、第1四半期決算において特に検討が必要と考えられる論点をいくつか取り上げて解説します（<表8>参照）。

▶表8 本章で用いる会計基準等の略称

- ▶ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、四財規）
- ▶ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、四連結財規）
- ▶ 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、収益認識適用指針）
- ▶ 企業会計基準適用指針第6号「1固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、減損適用指針）
- ▶ 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下、四半期適用指針）
- ▶ 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下、連結会計基準）
- ▶ 監査・保証実務委員会実務指針第52号「連結の範囲

及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い」（以下、連結範囲取扱い）

- ▶ 会計制度委員会研究報告第14号「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」（以下、比較情報研究報告）
- ▶ 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、退職給付会計基準）
- ▶ 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、退職給付適用指針）

1. セグメント情報

企業の管理手法が変更されたことに伴い、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、前年同四半期累計期間について、変更後の区分方法により作り直したセグメント情報の開示が求められており、当該開示が困難な場合には、前年度の区分方法により作成した当四半期累計期間の情報を開示することも認められています（四財規様式一号（記載上の注意）8(2)、四連結財規様式一号（記載上の注意）8(2)）。年度開始に合わせて、企業内の組織変更等が行われることも多いですが、第1四半期においては、組織変更や管理手法の変更の有無及びその変更が報告セグメントの区分方法に影響するか否かを検討する必要があります。

また、収益の分解情報に関する注記（四財規22条の4第1項、四連結財規27条の3）の記載に際して、収益の分解に用いる区分は、最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報も考慮することとされています（収益認識適用指針106-4項(2)）。このため、報告セグメントの区分方法を変更する場合に、事業セグメントの業績評価のために検討している情報にも変化があれば、収益の分解に用いる区分への影響についても留意する必要があると考えられます。

2. 四半期における固定資産の減損会計

(1) グルーピング

減損会計の資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされており、実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定めることとされています（減損適用指針7項）。この取扱いは、四半期も年度も同様です。

当期に行われた資産のグルーピングは、原則として、翌期以降の会計期間においても同様に行うとされていますが（減損適用指針9項）、グルーピングは経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行う必要があります（減損適用指針7項）、事業の再編成による管理会計上の区分の変更、主要な資産の処分、事業セグメントの区分方法の変更など、事実関係が変化した場合には、グ

ルーピングの変更が行われるものとされています（減損適用指針74項）。ただし、例えば、管理会計上の区分を形式的に変更すれば、連動してグルーピングの見直しが行われるわけではなく、グルーピングの基礎となる事実関係の変化に伴って独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が実態として変化している場合に、グルーピングの見直しが必要になると考えられます。

第1四半期において、組織変更等に併いグルーピングの基礎となる事実関係が変化した場合には、グルーピングの見直しを検討するに際して、当該事実関係の変化に伴って独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位の実態が変化しているかどうかには留意する必要があります。

(2) 減損の兆候

① 減損の兆候に関する簡便的な取扱い

減損の兆候は、通常の企業活動において、実務的に入手可能なタイミングで利用可能な情報に基づき検討することとされています（減損適用指針11項）。この趣旨を踏まえ、前年度末等において所有する資産又は資産グループについて全体的に減損の兆候を把握している場合には、四半期における減損の兆候を把握するに際して、必ずしも四半期ごとに資産又は資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローあるいはその市場価格を算定又は入手することまでは求められておらず、使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定や、経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生したかどうかについて、留意することとされています（四半期適用指針14項、92項）（<表9参照>）。

ただし、四半期においても、資産又は資産グループに関連する営業損益等の管理資料が利用可能である場合には、当該資料に基づき減損の兆候を検討する必要があります。また、市場価格に関しても、例えば、減損の兆候を把握するための市場価格として

一定の指標を使用しており、期中に当該指標の改定が行われる場合には、指標が改定された四半期において、市場価格に基づく減損の兆候の検討を行うことが考えられます。

② 前期末に減損の兆候を識別したものの減損損失を計上しなかった場合の取扱い

前期末に減損の兆候を識別したものの、減損の認識の判定を行った結果、減損損失を計上しなかった場合には、減損の兆候があったという点で、減損の兆候がなかった他の資産又は資産グループよりも減損損失計上のリスクは高いことから、四半期においても慎重に検討すべきであると考えられます。特に、前期末において、減損の兆候はあるが減損を認識しなかった資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに関する事項を、会計上の見積りに関する注記に記載している場合やKAM（監査上の主要な検討事項）の対象になっている場合には、四半期においても計画と実績とを比較し、前期末における将来キャッシュ・フローの見積りのベースとなる事業計画からの乖離が生じていないかどうかを確認し、乖離が生じている場合にはその原因を分析した上で、当四半期において減損の兆候を識別すべきか否かを慎重に検討する必要があります。

(3) 減損損失の認識・測定

減損の兆候の検討については、前述①のとおり、四半期適用指針において別段の定めが設けられていますが、減損損失の認識の判定や減損損失の測定については、別段の定めは設けられていません。このため、四半期において減損の兆候が識別された場合、減損損失の認識及び測定を簡便的に行うことは認められず、減損適用指針の定めに従い会計処理を行うことになると考えられますので、留意が必要です。

3. 連結の範囲

親会社は、原則として全ての子会社を連結の範囲に

▶表9 年度と四半期の減損の兆候

	年度 (固定資産の減損に係る会計基準 二 1)	四半期 (四半期適用指針14項)
営業損益又は営業キャッシュ・フロー	資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること	(資産又は資産グループに関連する営業損益又は営業キャッシュ・フローを算定することは必ずしも求められていない)
使用範囲又は使用方法	資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること	使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定に留意する
経営環境	資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること	経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生したかどうかには留意する
市場価格	資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと	(市場価格に関する情報を入手することは必ずしも求められていない)

出典：固定資産の減損に係る会計基準及び四半期適用指針を基に筆者作成

会計情報レポート

含めなければならないとされていますが、資産、売上高等を考慮して、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲に含めないことができるとされています（連結会計基準13項、注3）。

連結範囲の重要性の判断にあたっては、量的側面と質的側面の両面で判断されるべきであり、量的な重要性が乏しいという判断だけで連結の範囲から除外することができない子会社も存在する可能性があります（連結範囲取扱い3項）。例えば、＜表10＞にある子会社については、量的な重要性が乏しい場合であっても、原則として非連結子会社とすることはできません（連結範囲取扱い4-2項(2)）。

▶表10 原則として非連結子会社とすることができない会社

- ① 連結財務諸表提出会社の中・長期の経営戦略上の重要な子会社
- ② 連結財務諸表提出会社の一業務部門、例えば、製造、販売、流通、財務等の業務の全部又は重要な一部を実質的に担っていると考えられる子会社。なお、地域別販売会社、運送会社、品種別製造会社等の同業部門の複数の子会社は、原則としては、その子会社群全体を1社として判断するものとする。
- ③ セグメント情報の開示に重要な影響を与える子会社
- ④ 多額な含み損失や発生の可能性の高い重要な偶発事象を有している子会社

出典：連結範囲取扱い4-2項(2)を基に筆者作成

ここで、第1四半期には重要性がない子会社でも、年度末までに重要性が高まることを見込まれているような場合には、そのような質的側面に鑑みて、第1四半期から連結の範囲に含めることが考えられます。なお、比較情報研究報告Q4のAでは、非連結子会社として取り扱っていた子会社について、第2四半期連結累計期間から重要性が高まったため、連結子会社として取り扱うことになる場合でも、当該子会社の期首からの損益を取り込むこととされています。しかし、このようなケースは、第1四半期には予測できなかったような事態が第2四半期以降に発生し重要性が高まった場合（例えば、第2四半期において、連結子会社が災害等により損失を被った影響で、非連結子会社としていた会社の重要性が相対的に高まった場合）等の例外的なケースであると考えられます。

このため、第1四半期において連結の範囲を検討する際には、第1四半期末における状況だけでなく、年度末までに重要性が高まる可能性のある子会社がないかという点も考慮して、慎重に検討する必要があります。

4. 長期期待運用収益率の見直しの検討

当年度の退職給付費用の計算に用いられる長期期待運用収益率は、当期損益に重要な影響があると認められる場合のほかは、見直さないことができるとされています（退職給付適用指針31項）。見直しを行う時期は明記されていないものの、期待運用収益は、期首の年金資産の額に長期期待運用収益率を乗じて計算する（退職給付会計基準23項）こととされているため、原則的に期首に見直しを行うものと考えられます。したがって、第1四半期決算において、長期期待運用収益率の見直しの要否を検討する必要があると考えられます。

長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定することとされています（退職給付適用指針25項）。長期期待運用収益率の見直しを検討するにあたっては、前年度の運用利回り実績も1つの考慮要素となりますが、直近の運用実績だけに基づき短期的に見直しを行うようなものではなく、長期的な観点で検討することが求められる点に留意が必要です。

なお、どのような場合であれば「当期損益に重要な影響がある」と認められるのかについては、退職給付会計基準等では示されていないことから、各社において重要性に関する合理的な基準を設定するものと考えられます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 会計監理部
E-mail : jp.audit-m-kaikeikanriinbox.jp@jp.ey.com

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。

ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



改訂版 消費税の「インボイス制度」完全解説

▶ A5判/220ページ 税務研究会出版局 価格1,800円+税

本書は、適格請求書発行事業者の登録制度、適格請求書等保存方式における帳簿・請求書等、適格請求書等の交付・保存等、仕入税額控除の要件、税額計算の方法、免税事業者の取扱い、実務上の諸課題への対応など、適格請求書等保存方式（インボイス方式）について、基本事項から実務レベルの必要事項や留意点などを一通り網羅しています。今回の改訂版では、令和4年11月に国税庁から公表された「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」に係る改訂の内容、令和5年度税制改正による改正内容など、新たな改正内容を大幅に加筆しています。会社実務担当者および税理士・会計士等の専門家に幅広くお勧めします。



ここがポイント！

決算書の税金科目クイックレビュー (第2版)

▶ A5判/278ページ 同文館出版 価格3,200円+税

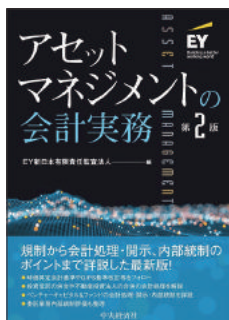
本書は、決算書に記載された税金に関する勘定科目について、税務申告書をはじめとしたさまざまな関連情報との整合性に着目し、会計士から見たレビューポイントを解説したものです。監査業務を通じて得られた会計士の視点やノウハウは、会社の決算検証実務においても応用することができるかと確信しています。第2版では、近年の関連法制度の改正等に合わせ、情報をアップデートしています。



チェックリストでわかる IPOの実務详解

▶ A5判/340ページ 中央経済社 価格3,800円+税

この書籍では、東証市場再編も盛り込み、IPOの進め方をチェックリスト形式で解説しています。IPOの全体像から、事業計画や予算の策定、資本政策の方法と個別論点、経営管理体制の構築、業務管理（内部統制）の整備、関連当事者等取引と関係会社の論点、法務・税務の取扱い、IFRS上場、グローバルオファリングまで、網羅的に詳説しています。IPO実務担当者必読の新しいバイブルです。



アセットマネジメントの会計実務 (第2版)

▶ A5判/477ページ 中央経済社 価格5,400円+税

本書はアセットマネジメントに関する規制から会計処理・開示、内部統制のポイントについて解説しています。第2版では、時価算定会計基準等の適用やGIPS基準改訂等をフォローし、投資信託の併合や不動産投資法人の合併の会計処理について解説を追加しています。VC&ファンドについては新章を設けて、会計処理・開示・内部統制を詳説しています。委託業務内部統制評価についても実務指針の見直しを踏まえ再整理した、実務担当者必携の一冊です。



特別寄稿

監査役会の実効性評価

獨協大学 法学部教授 高橋 均

I はじめに

監査役は、取締役の職務執行の法定監査を行う会社機関です（会社法381条2項）。監査役は、法的権限を適切に行事することにより法定監査を着実に実施し、委任関係にある会社（会社法330条）に対して、善管注意義務を果たす職責があります。監査役が適切に善管注意義務を果たしたか否かの評価は、会社における重大な事件・事故等により、会社に損害が発生した場合に問題となります。すなわち、監査役が十分な監査を実行する職責を果たしたことにより、事件等の発生を未然に防止でき、若しくは事件等の拡大を防ぐことができたとの評価がなされれば、監査役は職務に付き任務懈怠はなく、善管注意義務を果たしたことになります。

これらの評価は、一次的に監査役と委任関係にある会社（会社法330条）となりますが、株主総会で監査役を選任する株主も評価者です。株主から見て、明らかに監査役の任務懈怠責任が認められるにもかかわらず、会社が被った損害に対して会社が監査役に損害賠償の支払を求めなければ、株主が会社に代わって、監査役に損害賠償の支払を求めることができる株主代表訴訟制度が存在します（会社法847条1項）^{*1}。この場合、会社が損害を被ったときですが、平時の場合には、株主は、必要に応じて株主総会において、監査役が年度の期末時期に作成する監査役（会）監査報告の記載の内容をベースに、その職責を適切に果たしているか、株主総会に出席し質問をすることを通じて確認することも可能です。

会社法においては、事業年度を通じた監査役会の実

効性そのものを直接的に開示・公表することが要請されているわけではありません。期末に作成する監査役会監査報告においては、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容を記載すると同時に、事業報告や取締役の善管注意義務違反の有無等の監査結果を記載すること（会社法施行規則129条1項・130条2項）が法定化されているものであり、監査役会の実効性についての監査役自身による自己評価は求められていません。

他方、金融商品取引法（金商法）においては、監査役会の活動は、財務報告に係る内部統制システムの統制環境の一環として、監査人による評価の対象となっており、最終的には内部統制報告書による開示を通じて、投資家の評価につながります。加えて、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号。以下、開示府令）により、監査役監査の活動状況を有価証券報告書において開示されることとなりました。このために、監査役の中には、会社法と金商法との規定ぶりの違いにいかに対応するか戸惑っていることを耳にすることも少なくありません。

そこで、本稿では、会社法と金商法との規定ぶりの違いを踏まえつつ、監査役会の実効性評価の論点について、その具体的項目を含めて解説します。

II 実効性評価について

1. 取締役会の実効性評価の開示

一定の会社に対して、社外取締役の選任が義務化される（会社法327条の2）など、近時は取締役会の監

^{*1} 監査役と株主代表訴訟制度との関係については、本誌2018年10月号 高橋均「株主代表訴訟における監査役役割」8～11ページ参照。



▶ Hitoshi Takahashi

一橋大学博士（経営法）。新日本製鐵(株)(現、日本製鉄(株)) 監査役事務局部長、(社)日本監査役協会常務理事、獨協大学法科大学院教授を経て、現職。専門は、商法・会社法、金商法、企業法務。法理論と実務面の双方に精通している。近著として『監査役監査の実務と対応（第8版）』同文館出版（2023年）、『グループ会社リスク管理の法務（第4版）』中央経済社（2022年）、『監査役・監査(等)委員監査の論点解説』同文館出版（2022年）、『実務の視点から考える会社法（第2版）』中央経済社（2020年）。

督機能の実効性について、機関投資家をはじめ国内外の投資家が会社のガバナンスの一環として着目しています。取締役会は、会社の内部の会社機関ですので、取締役会がその監督機能を果たしているか否かは、株主総会のように株主が取締役会に出席して確認することができないため、会社による開示によって評価されることとなります。

そこで、上場会社の実務に大きな影響を与えているコーポレートガバナンス・コード（以下、CGコード）においては、「取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。」（原則4-11）とした上で、「取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。」（補充原則4-11③）と記述しています。この記述の趣旨は、取締役会が適切な監視・監督機能を果たしているか自己評価することにより改善点を洗い出し、改善につなげることが重要であり、しかも自己評価結果を対外的に開示することにより市場からの評価に委ね、改善点の実現への対外的なコミットになり得ることであると解されます。このために、各社は、取締役会の評価項目を詳細に定めて、取締役会出席対象者である全ての取締役及び監査役に対してアンケートを実施し、その結果を集約して開示する実務が一般的となっています。

2. 監査役会の実効性評価

一方で、監査役会については、CGコードでは「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」（原則4-11）との記述があるのみです。すなわち、取締役会のように、実効性を自己評価して、その結果の概要を開示すべきとはされていません。取締役会と異なり、監査役会は決議事項が少なく^{※2}、また監査役は非業務執行役員であることから、監査役会において業務執行の意思決定が行われることがないことと関係しているのかもしれ

ません^{※3}。

監査役会監査の方法と結果については、期末時期に整理される監査役会監査報告が株主に提出されます。したがって、株主は監査役会の実効性について確認しようと思えば、株主総会に出席し、監査役に対して質問をすれば、監査役はその質問に対して説明義務が生じることとなりますから（会社法314条1項）、株主は監査役会の実効性を評価・確認できることとなります。もっとも、株主総会に出席可能であるのは株主であり、将来の株主になり得る投資家が評価できるわけではありません。コーポレート・ガバナンスの一翼を担う監査役を構成メンバーとする監査役会の実効性が確保されていることは、投資家にとっても重要な関心事であると思われます。

3. 監査役会の監査状況の開示

開示府令では、有価証券届出書の様式の中の「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「監査の状況」において、「監査役監査の組織、人員及び手続」の開示が求められ、その後、監査役(会)関連の開示項目が拡大し、「監査役及び監査役会の活動状況」の記載が必要となりました。監査役監査の組織等の外形に加え、監査役(会)の活動状況の開示も含まれたことは、監査役(会)活動の具体的内容の開示に踏み出したことを意味すると考えられます。

有価証券報告書は、金商法上は「企業内容等の開示の制度を整備する」とともに、「投資者の保護に資すること」が目的であることからして、守りのガバナンスの要である監査役監査を通じて、不祥事や事件・事故を未然に防止する機能が実効性を伴っていることは、投資家が当該会社に投資するか否かの判断の重要な1つとなります。

もっとも、開示府令による開示内容は次ページ<表1>に示したように、どちらかというと外観的な開示内容となっています。金融庁は、「監査の状況」をすでに開示している会社について開示例として紹介^{※4}するとともに、投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントを掲げています（次ページ<表2>参照）。

※2 監査報告の作成、常勤監査役の選定・解職等4項目である。なお、監査等委員会は、取締役の選任や報酬に関する意見陳述を行う場合の決議が加わる。

※3 CGコードで監査役会の実効性評価の開示に関する記述がないからといって、企業が自主的に開示することを妨げるものではない。

※4 金融庁「記述情報の開示の好事例集2022」（2023年3月24日更新）では、味の素株式会社、日清食品ホールディングス株式会社、株式会社ベルシステム24ホールディングス等、9社の開示例が紹介されている。

▶表1 監査役会等監査の状況の開示事項（開示府令（56）監査の状況）

（記載上の注意）

- a 監査役監査の状況について、次のとおり記載すること。
- (a) 監査役監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役、監査等委員又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会（監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう。（略））の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載すること。

▶ KAMに関して、監査役が監査人とどのような議論を行ったのか、監査人のリスク認識等に対してどのような判断を行ったかについて具体的に開示することは有用

出典：金融庁「記述情報の開示の好事例集2022」（2023年3月24日更新）

III 監査役会の実効性評価の内容と方向性

1. 監査役会の実効性評価と内部統制システム

監査役会の実効性評価を検討する際に、取締役会の実効性評価と異なる点があります。監査役会が期待される実効的な役割を果たすためには、監査役が実効的な職務遂行を行うことが可能となる体制整備が大切になります。このため、会社の内部統制システムの一環として、監査役スタッフ（法令上は「補助使用人」と呼称。以下、スタッフ）に関する体制及び取締役・使用人等からの監査役への報告体制について法令で規定されています（会社法施行規則100条3項）。

監査役がスタッフを置くことを求めた場合には、執行部門はその要請に応えるとともに、スタッフが取締役以下の執行部門の指揮・命令に左右されないような独立性の確保及び監査役からスタッフの指示の実効性確保について規定しています（会社法施行規則100条3項1号・2号・3号）^{※5}。スタッフが監査の事務処理を一定程度担うことにより、監査役が取締役の職務執行を監査することに注力することが期待できます。このために、監査役が監査役をサポートするためのスタッフの就任を取締役に要請した場合には、執行部門はそれに応える必要があることになります。

また、非業務執行役員である監査役にとっては、取締役と比較して日常的な会社内の情報を収集しにくい問題があります。会社法上は、取締役は、会社が著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したとき、及び重大な不正があったことを発見したときには、監査役への報告義務があります（会社法357条）。一方で、取締役がその義務を怠る場合もあり得ることから、監査役は内部通報制度等の別のルートで情報を入手できる体制を確保していることが重要です。このためには、内部通報制度の窓口部門が、監査役にその情報を

▶表2 投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント：監査の状況

- ▶ 監査の状況は、会社のリスク管理の観点から非常に重要な項目と認識
- ▶ 監査役による監査の実効性を確認する観点から、取締役会、監査役会以外の会議への監査役の出席状況の記載は有用
- ▶ 監査役会等の活動状況について、例えば、監査役等がどこにリスクがあると認識し、そのリスクに対してのどのような対応策を検討したのか等、具体的な議論の状況を開示することは、監査役会等の取組みを理解することができるため有用
- ▶ 内部監査の実効性確保のための体制整備として、デュアルレポーティングラインを構築・運用していることの開示は、リスクに対する会社の意識を理解することができるため有用
- ▶ 会計監査人の監査品質は、企業情報の信頼性を確保するための基盤となる。このため、会社による会計監査人に対する評価のプロセスや結果が具体的に開示されることは有用

※5 監査役スタッフも執行部門からの独立性が確保されないと、監査役の執行部門からの法的独立性規定が没却されるおそれがあるためとの意見として、弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則（第3版）』（商事法務、2021）554ページ。

適時・適切に報告することに加えて、使用人から監査役に直接報告するルートも確保すべきです。その際、法令上も監査役に報告した使用人が、人事上不利益な扱いをされないような規定が設けられています（会社法施行規則100条3項5号）。

さらに、監査役が監査を行うための費用面で制約を受けないことが必要です。往査のための出張費用、職務を遂行するためのセミナー参加費用や書籍代、監査に関係する調査費用等について、経理・財務部門から支払いを拒否されると、監査役監査活動に支障を来すことになります。このために、費用面で監査活動が確保できる規定が置かれています（会社法施行規則100条3項6号）。また、情報の入手や監査費用面以外にも、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する必要性を示した規定もあります（会社法施行規則100条3項7号）。

これらの規定は、いわゆる内部統制システムの一環として規定されていることに注目すべきです。すなわち、会社内のリスク管理体制の整備の一環として、法令上は監査役がその職務を適切に遂行するための体制整備の重要性を要請しているのであり、監査役会の実効性を評価するためには、監査役自らの監査の実効性評価に限らず、執行部門の対応に関する評価もその一部となっているとの認識が大切です。

2. 取締役会の実効性評価との相違と評価の基本的考え方

取締役会の実効性は、取締役会としての意思決定や監督機能状況について、取締役会の開催頻度や開催時間等の客観的事項に加え、社外役員の発言状況やその前提となる事前の情報提供の仕方、社外役員の助言や意見を尊重して経営施策に活用しているかなどの運用面での評価がポイントとなります。

一方で、監査役会の場合、独任制である監査役が他の監査役の職務遂行を監督する権限があるわけではなく、常勤監査役から業務監査の状況や結果の報告を受け、社外監査役と共に、社内のリスク管理体制に関する意見交換や情報共有を行い、取締役以下執行部門に対して、助言や意見具申を行うことが目的となります。したがって、取締役会と同様に、監査役会の開催頻度等に加え、審議を行うための前提として執行部門からの十分かつ有用な情報が提供されているか、社外監査役も受動的な対応ではなく、必要に応じて往査や重要会議への出席を通じた実感や体験を通じて、当該会社

の実態に即した意見陳述を行っているかが監査役会の実効性評価を行う上で重要になってきます。

監査役会の実効性評価を自主的に行うということは、監査役会の運営や審議状況等についてレビューした上で、何らかの改善点があればそれを次年度以降に活かすという点に、その意義が認められます。期中の段階においても、監査役会の運営等で改善点があれば見直していくことは重要ですが、期末の時期に、一事業年度の振り返りを監査役全員で行い、率直な意見交換を通じて課題や改善点を指摘し合い、次年度の監査役会の運営等につなげることができれば、監査役会におけるPDCA（Plan Do Check Action）が行われることとなります。

3. 監査役会の実効性評価の仕方

CGコードが示している取締役会評価は、その実効性について、直接自己評価することを推奨しています。自己評価の仕方としては、①取締役会メンバー全員に対して、取締役会で確認した項目に沿ってアンケートを行って集約する方法②執行役員や取締役会室長らの責任者が、取締役・監査役に個別にヒアリングしてまとめる方法③第三者が設定したアンケート項目に基づいた取締役会メンバーの回答の集約まで委託して、必要に応じて他社との比較分析結果情報まで提供を受ける方法のいずれかが見受けられますが、もっともオーソドックスなのが①のようです。アンケートは記名式と無記名式の方法がありますが、提出役員に漏れないことの確認の意味もあり、記名式が一般的です。もっとも、取締役会において、その集約結果を説明する際には、率直な評価を反映させるために、各役員の氏名を明らかにした個別の評価結果を示さないことが通例です。また、取締役会において、CGコードに沿って、実施（Comply）または説明（Explain）の開示内容について審議した上で、対外公表される手続きを踏みます。

一方、監査役会の実効性評価を自主的に行うとしても、基本的な手続きは取締役会の実効性評価の場合と同様であると考えられます。すなわち、社外監査役を含めた監査役全員のアンケートが基本となります。その際、取締役を評価者に入れるか否かは、あらかじめ整理しておく必要があると思います。監査役会の運営等、あくまで監査役会を主眼においた実効性評価であれば、監査役会に取締役は出席しないことが通例ですので、評価者は監査役に限定されることとなります。

他方で、監査役会での審議の結果として、取締役会等の重要会議の場で、監査役から適切・的確な意見具申や意見陳述を行っており、かつそれが監査役会の総意であるということであれば、監査役会の実効性について、取締役も一定の評価を行う妥当性があります。また、内部統制システムに係る規定を念頭におけば、内部統制システムを構築する義務は取締役であることから、現状の監査役監査の体制について、取締役自身の評価を加えることは合理的です。

4. 監査役会の実効性評価項目

監査役会の実効性の評価項目として、会社全体としての監査役の実効性の観点と監査役会の運営についての視点に分けて整理すると<表3>の通りとなります。

IV おわりに

監査役会の実効性評価は、法的にもCGコードでも求められている訳ではありませんが、上場会社では、開示府令の改正により監査役会の活動状況の具体的な内容にまで拡大している状況にあります。また、開示の結果は株主や投資家等の第三者からの評価を受けることにもなります。

監査役会の実効性評価を行うことによって、自らの監査環境の確認と併せて、監査役会の活動状況のさらなる改善の余地の有無について毎年確認した上で、必要に応じて改善を図ることは、監査役監査を行う上で意義があることだと考えます^{*6}。

▶表3 監査役会の実効性評価項目例

① 監査役の実効性評価項目

▶ 監査役をするサポート体制は十分であるか

- スタッフの配置（員数、兼務状態）
- スタッフの独立性確保（人事評価に監査役の関与）
- 監査費用の支払（日常の監査業務、調査等の支払）

▶ 情報入手体制が確保されているか

- 重大な事故等に限定されず、取締役及び各事業部門が監査役に報告する意識
- 内部通報の件数及び内容の連絡（少なくとも、毎月）
- 社内の重要な意思決定機関である経営会議等に常勤監査役が出席していること

② 監査役会の運営

▶ 監査役間の情報の共有化ができていますか

- 常勤監査役による業務監査の結果等について、常勤監査役から積極的に監査役会で報告がなされることで社外監査役を含めて情報の共有化が行われていること

▶ 会計監査人と内部監査部門との連携が十分か

- 期末の監査結果等については、必要に応じて監査役会の場で説明を受け、質疑や意見交換を通じて、課題や改善点を共有化し次年度に活かされていること

▶ 業務監査結果の活用

- 期中で気がついた監査役監査結果の報告を定期的に取締役会又はリスク管理委員会等の場で行われ、その内容が横展開されていること

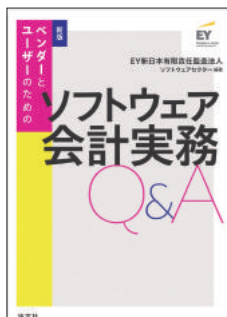
▶ 社外監査役が社外役員としての職責を果たしているか

- 常勤監査役からの情報を基に、必要に応じて社外監査役から（代表）取締役等に指摘や改善要望をおこなっていること

^{*6} 「本来、監査役会等に求められているのは、実効ある監査を行うことであって実効性評価を行うことではない」との主張（小島美奈子「監査役等の監査の実効性に関する開示の現状と課題」（月刊監査役No.744、2023）102ページ）は正しい指摘であろう。実効性評価の開示を目的化するのではなく、監査役会としての適切な機能が在りきということである。

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



ベンダーとユーザーのためのソフトウェア会計実務Q&A (新版)

▶ A5判 / 544ページ 清文社 価格4,600円+税

ソフトウェア取引の会計実務について、ソフトウェアの提供企業および利用企業の両者の視点で、分かりやすくQ&A形式でまとめました。ソフトウェア業の取引慣行や特徴の紹介、クラウドサービスやアジャイル開発などソフトウェア業界特有の事象に対する会計処理上のポイント、収益認識会計基準の取扱い、会計不正事例を踏まえた内部統制の留意事項、研究開発費の税務上の取扱いなど、幅広い内容を解説しています。



業種別会計シリーズ

建設業 (改訂版) - 「収益認識会計基準」完全対応 -

▶ A5判 / 400ページ 第一法規 価格4,000円+税

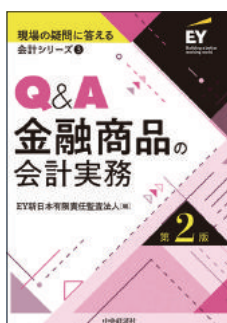
本書では、建設業界の概要をはじめ、建設業の業務フロー、内部統制、税務、会計処理、監査等の留意事項をわかりやすく解説しています。今回の改訂版では、初版刊行以降の建設業界をめぐる動向、収益認識会計基準、監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters : KAM) といった最新の会計および監査実務への影響についても解説し、当法人の建設業会計ナレッジを凝縮した内容となっています。ぜひ、ご一読ください。



会社法決算書の読み方・作り方 計算書類の分析と記載例 (第17版)

▶ A5判 / 911ページ 中央経済社 価格7,400円+税

本書は主要100社の分析によりスタンダードとなる記載例を厳選収録・解説した決算実務書のロングセラーです。第17版では収益認識開示例、時価算定適用指針、サステナビリティ開示、改正法務省令等をフォローしています。実務担当者必携の一冊となっていますので、ぜひご一読ください。



現場の疑問に答える 会計シリーズ③

Q&A 金融商品の会計実務 (第2版)

▶ A5判 / 219ページ 中央経済社 価格3,000円+税

本書では、金融商品会計の基本から有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、ヘッジ会計、複合金融商品まで網羅的に解説しています。また、第2版では時価の算定に関する会計基準の公表を反映しました。金融商品の会計実務に携わる方におすすめの一冊です。

リアルタイムなデータ自動連携が 会計監査とファイナンス部門にもたらす価値とは



アシュアランスイノベーション本部 AIラボ 公認会計士 本山禎晃

▶ Sadaaki Motoyama

一般事業会社勤務を経て当法人に入社後は主に製造業、テクノロジー産業の会計監査に従事。2022年よりEYリアルタイムコネクト（継続的監査手法）の開発プロジェクトに従事し、現在はその導入推進に取り組んでいる。

I はじめに

EYでは監査法人与被監査会社のファイナンス部門が共創しながらデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めることで、双方にとって新たな価値が生まれると考えています。これまでの連載で、監査のDXがどのように被監査会社への価値提供（リスクの適時把握やインサイト提供など）につながるかをお伝えしています。

本稿では、被監査会社のERP（Enterprise Resource Planning）と呼ばれるITシステム上にあるデータベースと監査法人との間でのリアルタイムなデータ自動連携について紹介します。

II リアルタイムなデータ自動連携とは

1. データ自動連携の手順

監査チームは監査手続の一環として、被監査会社の会計システム等のデータベースから必要なデータを入力し、ツールを用いた分析を行います。分析に至るまでの一般的な手順としては(1)データ抽出(2)データ転送(3)データ加工の3つの工程があります。

(1) データ抽出

まず、監査に必要なデータを被監査会社のシステムなどから抽出する必要があります。その際には次の点について検討および被監査会社と監査チーム間での合意が必要です。

- ▶ 抽出するデータの種類、範囲
- ▶ 監査法人へのアクセス権付与（監査チームが抽出する場合）
- ▶ クエリ等を使用したデータの抽出方法
- ▶ 抽出したデータの形式（Excel、CSVなど）
- ▶ 抽出したデータの格納場所

(2) データ転送

次に、抽出されたデータを、監査法人側のIT環境に転送します。データには機密性の高い情報が含まれるため、データの機密性とセキュリティの確保が求められます。ツールを用いて転送する場合は、安全なファイル転送プロトコル（SFTP、FTPSなど）を使用して適切な暗号化を行い、データが外部からアクセスされることを防止し、データのセキュリティを確保します。

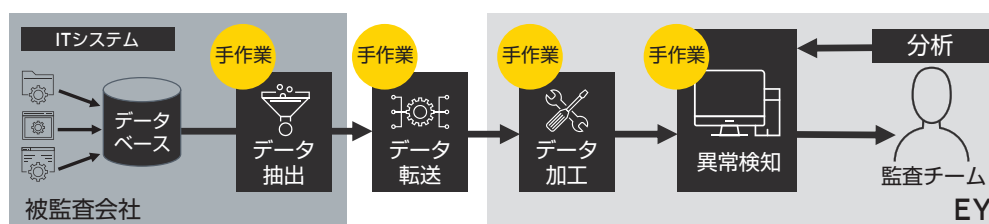
(3) データ加工

監査法人側のIT環境に転送されたデータは、データ分析ツールに取り込めるよう、加工が必要になる場合があります（<表1>参照）。このプロセスは、データ分析の前提となるデータの完全性を確保する上で重要な工程となります。

▶表1 データ加工の例

形式	データ変換ツール等を使用して、分析ツールに合うデータ形式に変換
欠損	データが欠落している場合、データの削除、暫定値を代入する等の対応
重複	データが重複している場合、データの削除を実施
文字化け	文字コードの変換や不要な文字の削除
桁スレ	不足している桁の補完、または余分な桁の削除

▶ 図1 伝統的なデータ連携手法



2. 伝統的なデータ連携手法の限界

従来、被監査会社担当者が各システムから手作業でデータを抽出し、監査チームに手作業で転送することが一般的であり、監査チーム側もデータを受領した後に手作業でデータ加工およびデータ分析ツールへの投入を行うケースが多くあります（＜図1＞参照）。

しかし、データ抽出、転送、加工を手作業で行う場合、＜表2＞のような課題があり、高頻度で分析を行うリアルタイム監査の実現において高いハードルとなっています。

▶ 表2 手作業で行う場合の課題

作業時間	時間がかかるケースが多く、人員確保も困難
人的ミス	人的ミスによる誤った処理により、データの正確性や一貫性が欠如するリスク
セキュリティ	メールの誤送信やUSBメモリの紛失など機密情報の外部漏洩リスク
専門知識	データの抽出や加工が複雑で専門知識を要する場合、作業が属人的になり、また人員交代時のトラブルのリスク

3. データ連携の自動化

前述のような手作業によるデータ抽出、転送、加工の課題は、データ処理の自動化と専門的なツールの利用によって解決できます。各工程を自動化することで、安全かつ迅速に被監査会社から監査法人にデータを高頻度で送信できます。また、ツールの利用によってデータ転送の安全性を確保しながら、複雑なデータの加工処理を正確に実施した上で分析ツールに投入することができます。

これにより、被監査会社、監査チームの双方の作業が効率化され、データ分析の実施頻度を上げることや分析結果の深度ある検討などに活用できます。

4. リアルタイムなデータ自動連携により期待される効果

被監査会社と監査法人とのリアルタイムなデータ自動連携が実現された場合の効果について、詳しく説明します。

(1) 監査対応作業の効率化（双方の生産性向上）

データ連携の自動化により、被監査会社のファイナン

ス部門と監査チームの双方の生産性が向上し、監査の早期化や平準化が期待できます。具体的には次のような効果があります。

- ▶ データ抽出の依頼回数および対応工数の減少
- ▶ データ抽出時のエラーおよびそれに伴う再提出の手間が減少
- ▶ 業務状況を随時把握できることで、追加資料の依頼が迅速になり緊急対応が減少

(2) 監査品質の向上

リアルタイムなデータ自動連携によって、監査チームは異常な取引や会計監査上検討すべき論点をタイムリーに把握することができます。そのため、会計不正や仕訳の誤りを早期に発見できる可能性が高まり、監査品質の向上が期待できます。また、期末よりも前に十分な時間を割いて被監査会社のファイナンス部門と会計上の論点の検討ができるため、サプライズを回避することができます。

(3) リスクやインサイトの早期提供

監査チームは被監査会社の財務情報に関する情報を高頻度で把握できるため、企業が抱えるリスクを早期に把握することができます。監査チームが認識した被監査会社のリスクやインサイト情報をより早期に共有することにより、被監査会社のファイナンス部門はリスクマネジメントの強化が期待できます。

具体的には、リアルタイムなデータ自動連携により、決算処理における仕訳入力の遅延や伝票の修正回数など、財務数値が積み上げられるプロセスの遅延や誤りを監査チームが早期に発見することが可能となり、監査チームは、被監査会社の財務報告プロセスを理解することで、リスクの伝達や内部統制の改善提案につなげることができます。また、データ分析結果に関する監査チームとのコミュニケーションを通じて、異常な取引や不正に対する感度を向上させることもファイナンス部門のリスクマネジメントにおいてプラスになります。

これらの取り組みにより、被監査会社のファイナンス部門はリスクマネジメントを強化し、不正行為や会計処理の誤りなどの財務報告リスクを最小限に抑える

デジタル&イノベーション

ことができます。

(4) 監査チームとの深いコミュニケーション

これらのメリットは、リアルタイムなデータ分析を実施するデータドリブン経営を実践している被監査会社において、特に相乗効果を発揮します。データの自動連携が実現すれば、被監査会社のファイナンス部門と監査チームとの議論が双方のデータ分析結果を基に行われるため、コミュニケーションの頻度や質が向上し、ビジネス、業務プロセス、会計処理への相互理解が深まります。監査業務の円滑な進行とともに、被監査会社と監査チームの信頼関係が強化されます。

前述のように、リアルタイムなデータ自動連携は、被監査会社にとって多くのメリットをもたらすことが期待されます。双方の生産性向上、監査品質の向上、リスクやインサイトの提供など、これらのメリットは企業価値の向上につながるため、積極的に取り組むべきです。

III データ自動連携手法の紹介

1. EYリアルタイムコネク

当法人は、被監査会社のITシステムと会計仕訳異常検知アルゴリズム（AI／機械学習）を組み込んだEY財務分析ツールとのリアルタイムなデータ自動連携、リスク識別を可能とする監査手法（以下、EYリアルタイムコネク）の本格運用を2023年3月より開始しています。

EYリアルタイムコネクでは、被監査会社のITシス

テム上にあるデータベースからのデータ抽出、当法人へのデータ転送、加工および異常検知アルゴリズムの計算から異常検知結果の視覚化、監査チームへのアラート通知までの一連の工程を自動化することにより、リアルタイムなリスク識別を可能とします（<図2>参照）。

EYリアルタイムコネクでは、データの抽出、転送を自動化することで、データ分析のために必要かつ膨大なデータを安全かつ迅速に被監査会社から当法人に送信することができます。また、データ格納作業および分析ツールによる異常検知を手動で行う必要がなくなります。さらに異常検知結果を自動的にメールでアラート通知する機能を備えていることから、監査チームはリアルタイムで異常検知結果を把握し、監査手続に役立てることができます。

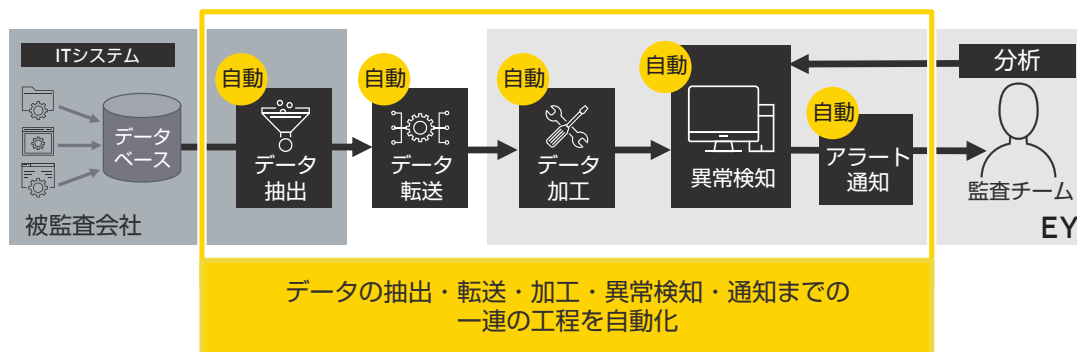
2. 今後の展開

当法人は被監査会社における前述のEYリアルタイムコネクの導入を順次進めていくとともに、会計・開示システム提供先との連携やオープンデータの活用を継続的に進めていく予定です。当法人はAIを活用したリアルタイムなデータ自動連携、リスク識別の追求を可能とする未来の監査（継続的監査手法）を実現していきます（<図3>参照）。

IV リアルタイムなデータ自動連携における留意事項

リアルタイムなデータ自動連携には、被監査会社、監査法人の双方にとって多くのメリットがありますが、

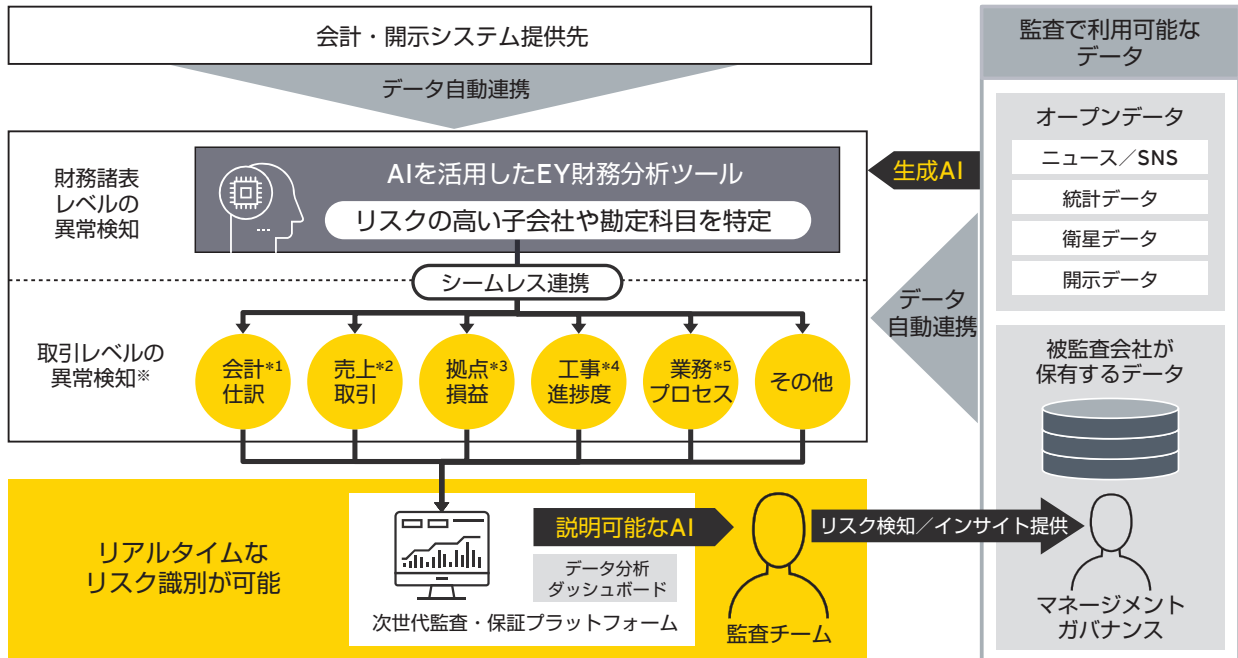
▶ 図2 EYリアルタイムコネク概要



EYリアルタイムコネクの期待される効果	▶ 監査手続の効率化・平準化・早期化	▶ 早期のリスク検知・インサイト提供
---------------------	--------------------	--------------------



▶ 図3 当法人が目指すリアルタイム監査（継続的監査手法）



※監査におけるAIの活用 www.ey.com/ja_jp/digital-audit/ai#tool-b

- *1 本誌2020年2月号「仕訳データによる高解像度財務分析手法」
- *2 本誌2020年11月号「補助元帳を活用した循環取引の検知について」
- *3 本誌2023年新年号「拠点損益情報を活用した利益付替などの異常検知について」
- *4 本誌2023年3月号「請負業における機械学習を活用したデータ分析」
- *5 本誌2023年6月号「AIとイベントログを用いたプロセスの異常検知」

<表3>および<表4>の点について留意して進める必要があります。

▶ 表3 リアルタイムなデータ自動連携における留意事項（被監査会社）

データセキュリティ	監査法人とのデータ共有に際しては、適切なセキュリティ対策（例えば、データの暗号化やアクセス制限、セキュリティポリシーの策定など）が必要となる。
データクオリティ	提供されるデータの特性が、データ分析の精度に影響を与える可能性がある。例えば、売上取引に関するデータについて、上流データには取引ごとの情報が存在する一方、会計仕訳は毎月まとめて一本で起票している場合がある。このような場合に会計仕訳単位でデータ分析を行った場合、売上取引単位で分析した場合よりも分析精度が低下する可能性がある。

▶ 表4 リアルタイムなデータ自動連携における留意事項（監査法人）

監査上の独立性	監査人は独立性を保つ必要があり、監査人自身が被監査会社の内部統制の機能を担うことはできない。したがって、被監査会社内で承認前のデータを監査人が分析することについては慎重な対応が求められる。独立性の観点を踏まえたデータ分析頻度の設定が必要となる。
監査基準との関連性	現在の監査基準の中では、リアルタイムなデータ自動連携を使った監査手法は新しい監査手続として位置付けられていない。これまでの監査手続の平準化と早期化という位置付けである。

V おわりに

リアルタイムなデータ自動連携は、データや監査対応における留意事項はあるものの、被監査会社、監査法人の双方にとって多くのメリットをもたらすことが期待されるため、当法人に限らず今後広く展開していくことが予想されます。EYでは、データセキュリティやデータクオリティの管理に注意を払いつつ、効率的かつ効果的な監査手法の確立を引き続き推進していきます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
 アシユアランスイノベーション本部 AIラボ
 E-mail : sadaaki.motoyama@jp.ey.com



Trend watcher

理想的なデータ部門の構築：エグゼクティブのための主要機能と戦略 (Building the Ideal Data Department: Key Features and Strategies for Executives)



EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

ストラテジー・アンド・トランザクション (SaT) SAT LAB フランチェスコ・フマローラ

▶ Francesco Fumarola

データサイエンスやAI技術を活用してビジネスの成長を加速させることに特化したデータアナリティクス専門部隊のSaT Labの研究リーダーを担当。直観や経験だけでなく、データを活用した意思決定を支援。これまでに大きなビジネス価値をもたらす多くのプロジェクトを牽引してきた。EY SaT Lab Japan マネージャー。

I はじめに

近年、非技術系企業においてデータ部門の設立が著しく増加しています。データに基づく意思決定は、勘や経験に基づくものよりも企業を成功に導く可能性が高いからです。データ駆動型アプローチの革新的な洞察を活用している企業は、競争相手に一歩先んじることができます。本稿では、データ部門の設立とデータの力を活用して成功を収めるための業界のベストプラクティスを紹介します。

II データ活用の理想的な要素とベストプラクティス

1. 専任のデータ部門設置によるデータ戦略の確立とデータ駆動型の意思決定

従来のモデルでは、各部署がそれぞれデータアナリストを雇用することがありますが、部署間での協力体制が整わないとデータが孤立し、有用な洞察を得ることができない場合があります。最大の効果を得るためには、専門のデータ部門が必要となります。

2. データウェアハウスによるデータ資産の一元化

従来のビジネスプラクティスでは、データは各部門

内で孤立しています。そのため洞察力に乏しく、意思決定の効果は限定的です。例えば、売上とマーケティングのデータを統合しなければ、需要と供給を予測することはできません。このため、部門を横断した洞察を得るためには、全社のデータを統合したデータウェアハウスを確立する必要があります。

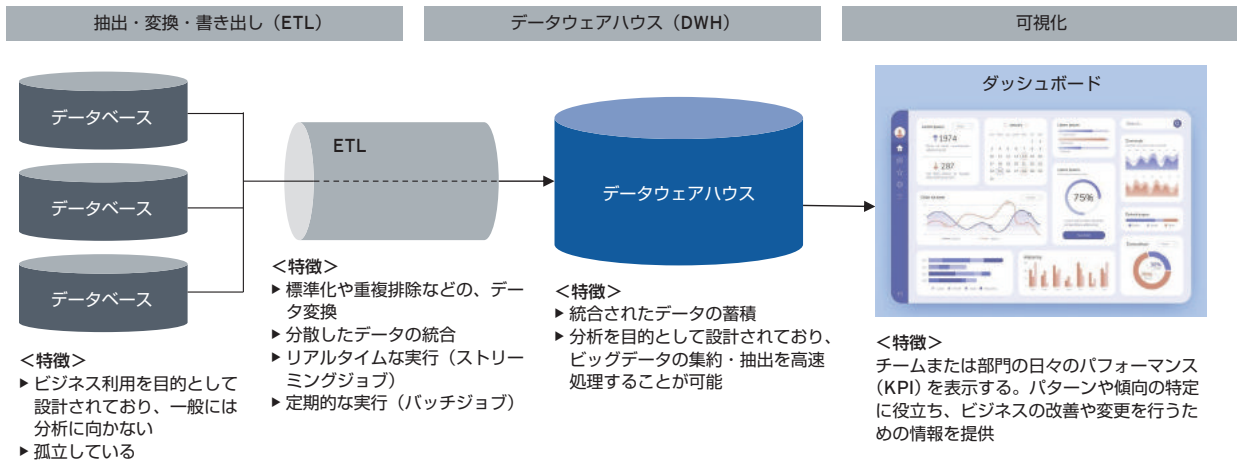
3. レポートやダッシュボードの活用

データを有効活用できている企業の決定的な特徴は、リアルタイムから月次のような高い頻度で現在または過去、未来（予測）のビジネス状況を可視化し、活用していることです。従来の経験や直感、スプレッドシートの簡単な分析に基づく意思決定は、安定性に欠けています。一方、ダッシュボード等を活用すれば、従業員は最新の業績やビジネス上の決定／変更に伴う影響を素早く簡単に見ることができます。ダッシュボードを活用した意思決定により、企業は着実に業績を向上させることができます。

4. データの資産化・収益化

貸借対照表においてデータを資産として表示します。データを収益化し、収益の流れとして表示されます。データの収益化の方法については次章で詳しく説明します（<図1>参照）。

▶ 図1 データ活用におけるデータ・フローの概略



Ⅲ 実際の事例：CPR企業がデータを活用して成長と利益を実現した方法

あるCPR（消費者、製品、小売）業界の巨大企業は、ビジネスアナリストの努力にもかかわらず成長停滞に直面しました。そのような状況の中、AIの台頭についての話題が持ち上がったことをきっかけに、同社はデータ部門の責任者を採用しました。データ部門は、各BU（ビジネス・ユニット）の利点と欠点を可視化することにより、業務の最適化や資材価格と需要の予測を可能にしました。結果として、15~20%もの売上増、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のようなマクロ環境におけるショックに対する強固なバリアの構築など、多くの恩恵を得ることができました。

Ⅳ データ部門の役割

企業のデータ部門が果たすべき役割として、以下が挙げられます。

- ▶ 意思決定を支援するためのデータ駆動型の洞察を提供
- ▶ 新製品や新サービスの戦略構築への貢献
- ▶ 他部門がデータ資産を活用するための技術的なアドバイスや指導
- ▶ 他部門のパフォーマンス指標のモニタリングおよび組織全体のトレンドの提供
- ▶ 他部門で使用されるデータの正確性に関するフィードバックの提供
- ▶ オペレーションの目標達成をサポートするためのカスタマイズされたレポートの作成
- ▶ 組織内の潜在的な機会や脅威を特定するための深い分析の提供
- ▶ よりスマートで迅速な意思決定およびより多くの収益機会創出のサポート

Ⅴ データ部門の6つの重要な職務

1. データストラテジスト

CDO（Chief Data Officer）が描く構想に沿って、ビジネスや組織の課題に対処するための具体的なデータ活用戦略を策定／実行します。ビジネスおよびデータに関する幅広い知識と理解、戦略を具体化するスキルが求められ、データ分析側とビジネス側の橋渡しを担います。

2. データエンジニア

データソリューションやデータウェアハウスの設計とアーキテクチャに特化した役割です。ETL（抽出、変換、および書き出し）プロセス、Python等のプログラミング言語によるスクリプティング、およびSQLを用いたデータベースの操作に精通しています。

3. データスチュワード

全社的なデータの管理・統制に関わる職務で、データマネジメントおよびデータガバナンスを担います。データ活用において重要となるメタデータ（データ資産の説明や関連付けなどの管理に必要となる付加データ）の作成／管理や、データの扱いに関するルールの制定、データガバナンス活動の実施などを行います。

4. データコンサルタント

ビジネスドメインとデータ活用の知識、ファシリテーション能力を持つ役割です。データ部門内や他部門、外部パートナーと連携し、内外の用途に向けた新しいデータソリューションの社会実装を行います。それらのデータプロジェクトにおけるプロジェクトマネージャーの役割を担うことも多くあります。

Trend watcher

5. データアナリスト

データの可視化（ダッシュボードやレポートの作成を含む）や分析を担当し、分析結果から導かれる洞察を説明します。データコンサルタントやデータアナリストは分析部門の責任者に報告しますが、頻繁に他部門と協力して作業を行います。

6. データサイエンティスト

機械学習と高度な統計分析を専門とし、予測と分析を行います。データサイエンティストとデータアナリストは協力して複雑なデータから高度な分析を実施し、洞察を得ます。

これらは、データ活用に成功している企業における6つの重要な職務となっています。ただし、新しく設立されたデータ部門では、データアナリストの役割がデータコンサルタントとデータサイエンティストの間で分担されるのが一般的です。効果的なデータ部門を立ち上げるためには、最初にシニアデータコンサルタント、シニアデータサイエンティスト、およびシニアデータエンジニアの3つのポジションが必要です。データ部門が企業に価値を生み出し始めてから、他の3つの専門的なポジションを検討することが効率的です。

VI 可視化の種類

データ部門が企業成長に資するデータを可視化するには、次の方法が考えられます。

- ▶ **スコアカード**：取締役会や経営陣向けに、企業活動における重要な統計データをまとめて高水準で表示します。パフォーマンスを素早く把握し、原因の調査に迅速に対応できます。
- ▶ **ダッシュボード**：チームまたは部門の日々のパフォーマンス（KPI）を表示します。パターンや傾向の特定に役立ち、ビジネスの改善や変更を行うための情報を提供します。
- ▶ **レポート**：プロフェッショナルで洗練されたレポートを生成します。顧客、株主、従業員、市場、その他の利害関係者向けのレポートを迅速に生成できます。
- ▶ **インタラクティブな可視化**：データの照会や予測モデルの作成を可能にします。対話型のツールが利用され、可視化するときにパラメータを変更したり詳細を表示したりして、データを深く探索しながら分析し、新たな知見を得ることが可能です。

VII データの収益化方法

データを収益化する方法としては、次の方法が考えられます。

- ▶ **費用削減**：チーム、部門、または職能の費用や影響を可視化します。低い／高いパフォーマンスの領域を特定し、予算の割り当てを改善します。当社の経験によれば、データを活用することで企業は少なくとも予算の10%を節約することができ、収益に大きな改善をもたらします。
- ▶ **収益の増加**：顧客のパターンやトレンドを特定し、最も価値のある顧客の理解と維持、営業やマーケティング活動のターゲティングの改善、各段階での売上ファネルやコンバージョン率を追跡し、顧客の利用状況、エンゲージメント、満足度、リテンション率、および顧客の一時停止、損失、退会率をモニタリングします。これにより、売上の増加が見込まれます。
- ▶ **既存の顧客向け製品の価値向上**：例えば、顧客に自社製品／サービスの利用状況を時間経過とともに示すダッシュボードの開発、製品／サービスの変更が顧客に与える影響を示すシナリオ分析の開発などがあります。
- ▶ **データを製品としてパッケージ化**：データは新たな資源です。データを顧客やパートナーに販売することで新たな収益源とします。
- ▶ **新しい市場向けの製品の開発**：例えば、匿名化された集約データを用いて市場に対する新たな洞察を提供するトレンドレポートの開発、指数やKPIの形式で新たな市場メトリックを作成する市場指標の開発などのオルタナティブデータが挙げられます。他にも、ウェブサイトやメール、イベントを通じて他の企業が顧客に製品やサービスを宣伝するための広告スペースの提供、アプリケーション・プログラミング・インタフェース（API）やリストを介した第三者へのデータの提供などがあります。

VIII おわりに

本稿では、先進的なデータ部門のベストプラクティスを紹介し、それらが非技術系企業にも効果的に適用できることを整理しました。データ駆動型のアプローチは現在のビジネスの新しいスタンダードとなりつつあり、市場をリードしたい企業にとって、専門のデータ部門は不可欠な要素となります。

お問い合わせ先

EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)
BMC (Brand, Marketing and Communications)
E-mail : marketing@jp.ey.com

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



改訂 信用金庫・信用組合の会計実務と監査 —自己査定・償却引当編—

▶ B5判／212ページ 経済法令研究会 価格3,500円+税

債務者区分判定のポイントや、破綻懸念先にかかる償却引当方法など、信用金庫・信用組合の自己査定・償却引当実務・監査実務担当者が押さえておきたい自己査定・償却引当実務上の重要な論点について、Q&Aや事例も交えて分かりやすく解説しています。金融検査マニュアル廃止など、直近の制度改正動向を反映した改訂版です。



改訂 信用金庫・信用組合の会計実務と監査 —会計処理・開示実務編—

▶ B5判／332ページ 経済法令研究会 価格5,000円+税

有価証券会計、デリバティブ会計、税効果会計など、信用金庫および信用組合の経理実務・監査実務担当者が押さえておきたい会計処理・開示実務上の重要な論点について、Q&Aや設例も取り入れ、分かりやすく解説しています。信用金庫・信用組合に固有の論点についても詳細に解説しており、信用金庫・信用組合実務担当者にとって大変有用な一冊です。直近の会計基準等の改正動向を反映した改訂版です。



図解でスッキリ 収益認識の会計入門 (第2版)

▶ A5判／232ページ 中央経済社 価格2,400円+税

収益認識会計基準の改正を受け、図解でスッキリ「収益認識の会計基準」も第2版としてリニューアル！もちろんコンセプトはこれまで通り、図解やキャラクター、そして専門用語でない一般用語を用いた解説で、会計に関するモヤモヤ感を「スッキリ」させることです。表示・開示の最後の仕上げにお役立てください。



<令和5年3月期決算法人対応>決算・税務申告対策の手引

▶ A5判／568ページ 税務研究会出版局 価格2,600円+税

令和5年3月期以降の年度決算を迎えるにあたって、会社計算規則、会計基準、適用指針、税法の法令・通達等の内容を踏まえた適正な決算および申告を行うことが必要不可欠です。最新の会社計算規則、会計基準、適用指針や税制改正の内容を十分に理解・整理した上での的確な対応が求められ、令和5年3月期以降の年度決算については会計および税務の両面において重要な改正事項があり、決算・申告にあたっては事前の入念な準備・検討が必要です。本書では、令和5年3月期決算に向けて万全の準備ができるよう、記載例や申告調整方法など、詳しく解説しています。

公開草案「金融商品の分類及び測定」の公表



品質管理本部 IFRSデスク 公認会計士 佐野敏行

▶ Toshiyuki Sano

当法人入社後、主としてテクノロジーセクターでの監査業務に従事。2021年よりIFRSデスクに所属し、IFRS導入支援業務、研修業務、執筆活動などに従事している。当法人 マネージャー。

I はじめに

国際会計基準審議会（以下、IASB）は、2023年3月に、IFRS第9号「金融商品」（以下、IFRS第9号）の分類及び測定の要求事項の修正を提案する公開草案「金融商品の分類及び測定」の修正」（以下、本公開草案）を公表しました。本公開草案は、2022年12月に完了したIFRS第9号の分類及び測定の要求事項の適用後レビュー（以下、PIR）から受けたフィードバックに対応する形で開発されています。

本稿では、本公開草案の内容について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りします。

II 公開草案の概要

IASBは、PIRの結果、全般的に当該要求事項は一貫して適用することができ、財務諸表利用者には有用な情報を提供しているとの結論を下しました。一方で、

さらに拡充又は明確化を求める具体的な領域が識別されたことを受け、本公開草案を公表しました。本公開草案で基準の修正が提案されている事項は<表1>の通りです。

IASBはPIRのフィードバックのうち、「電子送金システムを使用した金融資産又は金融負債の決済」と、「ESG連動要素を含んだ金融資産へのキャッシュ・フローの特性の評価」の2点をできるだけ早く対応することが必要なものと識別しており、本稿では、この2点の対応により修正が提案された<表1>の1.及び2.①について、次章にて詳細を解説します。

なお、本公開草案では適用開始日は示されていませんが、早期適用は認められるとしています。ただし、早期適用の場合には、本公開草案に係る全ての修正を同時に提供しなければならない旨が定められています。

III 電子送金で決済される金融負債の認識の中止

2021年9月、電子送金システムを通じて受領され

▶ 表1 本公開草案で修正が提案された事項

1. 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
2. 金融資産の分類につき、以下を含む金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する適用指針を明確化
① 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融資産（例えば、ESG連動要素を含んだ金融資産）
② ノンリコース要素を有する金融資産
③ 契約上リンクしている金融商品である金融資産
3. IFRS第7号「金融商品：開示」の開示要求について以下の修正又は追加
① その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資
② 偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融商品

る現金の支払いで決済される金融資産はいつの時点で認識を中止すべきかという質問がIFRS解釈指針委員会に寄せられ、この議論は、電子送金システムを通じて行われる支払いにより決済される金融負債の認識の中止にまで拡大しました。これを受けて、IASBは本公開草案にて、金融資産又は金融負債の認識又は認識の中止に関する原則的な会計処理は、決済日会計であるということを強調しています。これは、金融資産又は金融負債は、現金が受領者の銀行口座に入金され、使用が可能になった時点で初めて認識を中止できるということを意味します。

一方、特に金融負債の決済について実務でのばらつきがあるとの認識から、IASBは、電子送金システムにより決済される金融負債の認識の中止を、一定の条件を満たした場合には決済日前に行うことを認める新たな要求事項を提案しています。これは、金融負債について電子送金システムを使用して決済するという特定のケースに対処するものであり、決済日前に金融負債の認識を中止するには次の要件が全て満たされていなければなりません。

- ▶ 企業が支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない
- ▶ 企業が支払指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有していない
- ▶ 電子送金システムに関連した決済リスクが僅少である

企業は、特定の電子送金システムを使用して決済する全ての金融負債について、前述の会計処理を適用するという会計方針の選択を行うことができます。

IV ESG連動要素を含んだ金融資産へのキャッシュ・フローの特性の評価

環境・社会・ガバナンス(ESG)に連動する要素のある金融資産(例えば、金利がESG目標の達成度合いに応じて変動する金融資産)の国際市場が急速に成長している中、IASBは、多様な実務が定着することを避けるために、会計処理の明確化が必要として、PIRで対処すべき優先課題に識別していました。しかし、IASBは、ESG連動要素を含んだ金融商品についての固有のガイダンスは開発しないことを決定しました。これは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フロー(SPPI)評価をはじめ、IFRS第9号の原則主義のアプローチから逸脱する可能

性があると考えたからです。

その代わりに、IASBは2つの広範な修正を提案しています。最初の提案は、以下を検討することを要求することで、貸手が受け取る補償が基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを評価する助けになります。

- ▶ 貸手は何に対する補償を受け取ることになるのか
- ▶ 補償が、基本的な融資の取決めと整合的とは通常考えられないようなリスク又は市場要因をカバーしているかどうか
- ▶ 契約上のキャッシュ・フローの変動が、その変動の方向及び規模を含めて、基本的な融資の取決めと整合的でないかどうか

もう1つの修正案は、金融資産の存続期間にわたり契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる契約条件をどのように評価すべきかを規定するガイダンスについて、次の検討を追加しています。

- ▶ 契約上定められた特定の変更が、偶発的事象の発生^{がい}の蓋然性に関係なく、SPPI要件を満たすことになるかどうか
- ▶ 基本的な融資の取決めに整合的であるためには、偶発的事象の発生又は不発生は債務者に固有のものでなければならない
- ▶ その結果生じる契約上のキャッシュ・フローは、債務者に対する投資又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものであってはならない

さらに、本公開草案はこのアプローチを説明するために2つの例示を追加することを提案しています。

V おわりに

本公開草案での提案の多くは、既存のIFRSの明確化であるとされています。しかし、現行の実務に変更をもたらす可能性のある内容も含まれており、引き続き注視が必要と考えられます。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
品質管理本部 IFRSデスク
Email : ifrs@jp.ey.com

英国のESG関連情報開示の動向

ロンドン駐在員 公認会計士 児島惇彦



▶ Atsuhiko Kojima

2010年入社後、総合電機・自動車企業の監査に従事。総合商社へ財務アドバイザーを提供。22年からEYロンドン事務所に赴任し、会計監査を中心に、日系企業の現地サポートを実施している。

I はじめに

昨今、ESG（環境：Environment、社会：Social、ガバナンス：Governance）に関連した情報開示への期待の高まり、規制の強化、枠組みの設定が世界中で広まっています。英国でもさまざまな動きが見られ、英国でビジネスを展開する上で、ESG関連基準の動向把握は重要と考えられます。

情報開示（SECR）のフレームワークは2013年に施行され、上場企業に対して、Strategic Report（戦略報告書）での年間排出量の報告が求められました。18年の改正では大規模非上場企業および一定基準を満たすLLPs（有限責任パートナーシップ）に対し^{*1}、英国でのエネルギー使用と関連する年間温室効果ガス排出量、エネルギー効率化活動等について、アニュアルレポートでの報告を義務付けました。

II 英国におけるESG関連規制の概要

英国は、政府がTCFD提言に対しいち早く賛同するとともに基準の設定、タスクフォースの設立が行われた国の1つとなります。ここで紹介する次の6つの略称は、<表1>の通り、開示基準、タスクフォース、設立主体を意味しますが、いずれも1つの開示要求事項としてご参照ください。また、当該6つの開示要求事項についての比較表は<表2>をご参照ください。

1. SECRの概要

エネルギー消費量および二酸化炭素排出量に関する

2. TCFDの概要

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のフレームワークはガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つのテーマ領域をカバーし、17年に公表されました。プレミアム上場企業は21年4月6日以降の会計期間、一定基準を満たすその他の企業は22年4月6日以降の会計期間から適用されます^{*2}。

3. TPTの概要

英国金融行為規制機構（FCA）は22年1月に上場企業およびアセットマネージャー等を対象にTCFDに沿った開示の一環として、その移行計画を開示するための

▶ 表1 英国企業に関連する気候関連の報告および開示要求事項 名称一覧

略称	名称（英）	名称（和）
SECR	Streamlined Energy and Carbon Reporting	エネルギー消費量および二酸化炭素排出量に関する情報開示
TCFD	Task Force on Climate-related Financial Disclosures	気候関連財務情報開示タスクフォース
TPT	Transition Plan Taskforce	移行計画タスクフォース
SDR	Sustainability Disclosure Requirements	サステナビリティ開示要件
ISSB	International Sustainability Standards Board	国際サステナビリティ基準審議会
TNFD	Taskforce on Nature-related Financial Disclosures	自然関連財務情報開示タスクフォース

※1 英国で法人化され、次の基準のうち、2つ以上を満たす企業が対象となる。

▶ 売上高3,600万ポンド以上 ▶ 総資産1,800万ポンド以上 ▶ 従業員数250人以上

▶表2 英国企業に関する気候関連の報告および開示要求事項

	必須				任意	
	SECR	TCFD	TPT	SDR	ISSB	TNFD
基準の現状のステータス	最終化	最終化	意見募集中	意見募集中	意見募集中	意見募集中
有効日	2013年、2018年改正	2021年～2023年(段階的に)	2023年	2024年予定	2023年	2023年
適用時期	2019年4月以降	2022年4月6日以降に開始する事業年度	2023年以降	2024年以降*8	N/A*10	-
対象企業	▶ 上場企業*3 ▶ 大規模非上場企業*4 ▶ 一定基準を満たすLLPs*4	▶ プレミアム上場企業*5 ▶ 一定基準を満たすその他の会社*6	▶ 上場企業*7 ▶ アセットマネージャー等*7	▶ 英国規制対象企業 ▶ 投資ファンド等	▶ 各法域での定めによる*10	▶ 市場参加者*11
主要な利用者*1	投資家	投資家	投資家	マルチ・ステークホルダー*9	投資家	投資家
開示する重要性基準*2	N/A	企業	企業	社会*9	企業	企業
開示場所	アニュアルレポート	アニュアルレポート、または個別財務諸表	3年に一度個別財務諸表での開示、アニュアルレポートでの毎年の進捗開示	-	アニュアルレポート*10	アニュアルレポート
保証業務	要求されない	要求されない	要求されない	-	N/A*10	要求されない
業界別の開示	要求されない	推奨	金融セクター等のテンプレートを開発中	-	要求	業界別のテンプレートを開発中
シナリオ分析	要求されない	要求	要求	-	要求	-
スコープ1/2	要求	要求	要求	要求	要求	-
スコープ3	要求されない	条件付き	要求	-	条件付き	-

基準案で明確に示されていない項目については表中において「-」で表示しています。

- *1 主要な利用者とは、サステナビリティ情報の主要な想定ユーザーを指す。「投資家」とは、投資家、融資提供者およびその他の債権者を指す。「マルチ・ステークホルダー」とは、投資家、融資提供者、その他の債権者の他、従業員、顧客、地域社会、市民社会、政府等を指す。
- *2 重要性（マテリアリティ）は、「企業マテリアリティ」または「社会マテリアリティ」に大別される。企業マテリアリティは、サステナビリティ課題が自社のビジネスに与える影響について報告すべきことを意味する。社会マテリアリティは、企業がサステナビリティ課題が自らのビジネスに与える影響と、自らのビジネスが人と環境に与える影響の両方について報告すべきことを意味する。企業マテリアリティを「シングルマテリアリティ」、社会マテリアリティを「ダブルマテリアリティ」と表現することもある。
- *3 2006年会社法第15部で戦略報告書の開示が求められる上場企業
- *4 英国で法人化され、次の基準のうち、2つ以上を満たす企業
 - ▶ 売上高3,600万ポンド以上
 - ▶ 総資産1,800万ポンド以上
 - ▶ 従業員数 250 人以上
- *5 プレミアム上場企業は2021年4月6日以降の会計期間から適用される。
- *6 次の基準を満たす企業が対象となる。これらの企業は2022年4月6日以降の会計期間から適用される。
 - ▶ スタンダード上場企業
 - ▶ 非財務情報報告書の作成が義務付けられている英国企業（従業員が500名以上で英国の規制市場において取引が認められている譲渡可能な証券を保有する英国企業、銀行、保険会社等）
 - ▶ 従業員が500名以上のLLPs
 - ▶ 上記以外の英国の登録企業で、従業員が500名以上、売上高が5億ポンド以上の企業
- *7 上場企業、アセットマネージャー及び規制対象のアセットオーナーに最初に適用される予定。
- *8 草案への意見募集の結果次第ではあるものの、2023年上期までに規則の最終化、方針の公表を目指している。
- *9 開示要件では明確に示されていないものの、想定しているユーザーやマテリアリティを記載している。
- *10 IFRS財団の権限を考慮すると、ISSB基準は、その基準に基づく開示を義務化するかどうか、開示の場所（公開草案では財務諸表と一体として開示することが要求されている）、対象企業、適用時期、第三者保証のレベルなど必要に応じた多くの決定を各法域に委ねることが想定されている。
- *11 企業、投資家、規制当局を含む幅広い市場参加者向けに開発されている。当初は、大規模企業によって自発的に適用されることが期待されている。

規則を導入しました。英国の財務省（HM Treasury）は22年4月に移行計画タスクフォース（TPT）を立ち上げ、企業に対して「ゴールドスタンダード」な移行計画のガイダンスを提供しました。今後2年間でFCAはTPTの成果を利用し、上場企業と金融会社の将来の開示規則を強化する予定です。

4. SDRの概要

サステナビリティ開示要件（SDR）は21年7月に発表され、初めて既存のサステナビリティ関連の開示要件を1つのフレームワークに統合する予定となって

います。気候変動だけではなく、他のサステナビリティ関連の財務情報をカバーし、英国グリーンタクソノミー^{*3}に関連する要件も統合予定です。ISSB基準がSDRフレームワークの主要な構成要素となります。22年10月に公表されたSDRの提案書には顧客が投資商品を容易に理解できるように投資を区分する新たなサステナビリティ投資ラベリング制度の概念も含まれています。背景としては透明性のある情報を開示することでグリーンウォッシュ^{*4}を防ぐことが目的となります。現状、FCA規制業種およびサステナビリティ関連金融商品を扱う機関が対象とされています。

※2 次の基準を満たす企業が対象となる。詳細は<表2>を参照。

- ▶ スタンダード上場企業 ▶ 非財務情報報告書の作成が義務付けられている英国企業 ▶ 従業員500名以上のAIM上場企業、LLPs ▶ 前述以外の英国の登録企業で、従業員が500名以上、売上高が5億ポンド以上の企業

※3 環境に重大な悪影響を与えない経済活動や投資を分類する枠組み

※4 環境に配慮しているかのように取り繕うものの、実態が伴っていない行為

5. ISSBの概要

国際的に非財務情報開示基準が乱立する中、IFRS財団によって、21年11月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立されました。ISSBを各国が採用することで、サステナビリティ報告の開示要請の統一が図られることが期待されます。今後、ISSBは、サステナビリティに関連するリスクと機会が企業価値に与える影響の評価が可能となるように、広範な開示基準を開発する予定です。ISSB基準は、グローバルベースで軸となることを目的としており、各法域で追加の要件を加えることで、各法域の利害関係者のニーズに応えることが期待されています。

6. TNFDの概要

21年6月に、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が立ち上がりました。TNFDは財務およびビジネス上の意思決定において自然を考慮に入れる必要性の認知度が高まったことを受け、自然資本および生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する目的で設立された国際的な組織です。23年9月に予定されているフレームワークのリリースを前にした最終ドラフトが23年3月に発表されています。

III 英国での企業運営として要求される事項

前述の英国における6つの開示要求事項では、それぞれルールが異なるため、正確な理解とその対応が求められます。日系企業の親会社においては、日本で検討済みの情報を共有することも一案となります。ただし、前述のSDRにおける投資ラベリング制度やマテリアリティの違い等、現在日本では導入されていない概念も存在することから、そのような項目については別途検討が必要になる点について留意が必要です。

全体的な動きとしては乱立する開示要求事項の統一に舵取りがされているように見受けられますが、すでに設定されたルールが多岐にわたっていることから、その統一は容易ではないことも想定されます。当面は各開示の要求事項を正確に把握し、適用の要否を理解し、対応することが求められます。しかし、一在英国企業のみで検討を行うことは難しい場合もあり、英国に限らず、一企業グループとしてどのように対応すべきかを検討することも一案です。

IV おわりに

ESGに関連した法令遵守は、企業にとって1つの懸念材料となるケースが増加しています。前述した開示要求事項はサステナビリティに関連した開示を求めています。その目的は各企業に気候変動の緩和等の社会的なサステナビリティ課題への対応を促すことであり、開示にとどまらず、企業グループとして戦略を持って対応を検討する分野と考えられます。本稿が日系企業の企業活動の一助となれば幸いです。

お問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
ロンドン事務所
E-mail : atsuhiko.kojima1@uk.ey.com

出版物のご案内

詳細は www.ey.com (出版物) をご覧ください。
ご希望の方は書店にてお求めいただくか、出版社へ直接お問い合わせください。



同族会社のための「合併・分割」完全解説 (改訂版)

▶ A5判/368ページ 税務研究会出版局 価格2,500円+税

会社や事業を整理・統合、不採算事業の整理を行う上で、合併および会社分割などの企業組織再編成の有効性が認識され、中小の同族会社においても活用例が増加しています。本書は、同族会社の合併・分割の税務・会計について、基本的事項から実務レベルの必要事項や留意事項までを事例や図表を豊富に用いて、分かりやすく解説しています。



実践 不正リスク対応ハンドブック

～内部統制の強化、不正会計の予防・発見・事後対応

▶ A5判/396ページ 中央経済社 価格4,500円+税

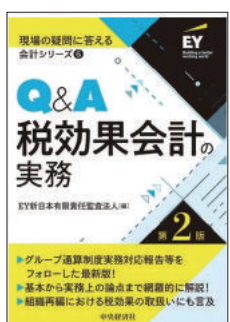
過去、大きな経済変動は不正会計の引き金となってきました。コロナ禍後の企業環境の変化やDXの進展による業務の進め方の変化は、新たな不正会計のリスク要因を生じさせると考えられます。本書は、不正会計の代表的な手口から、これを予防・発見するための方法、内部統制強化策、海外子会社管理の留意点、発覚後の対応まで、説例を盛り込み詳細に解説しています。また、主要項目ごとにチェックリストを付しています。



こんなときどうする? 建設業における収益認識の会計実務

▶ A5判/308ページ 中央経済社 価格3,800円+税

本書では、工事契約会計基準との比較、受注から引渡しまでの業務フローについて、収益認識の5ステップの全体像を明示し、各ステップでの検討事項を解説しています。また、基準の建設用語への置換えやQ&Aも掲載しており、建設業の会計に携わる皆さまに有用な一冊となっています。



現場の疑問に答える会計シリーズ⑥ Q&A税効果会計の実務 (第2版)

▶ A5判/248ページ 中央経済社 価格2,900円+税

本書では、税効果の会計論点を個別・連結、中間・四半期等、税効果会計の基本から実務上の論点まで網羅的にQ&A形式で解説し、組織再編における税効果の取扱いにも言及しています。第2版ではグループ通算実務対応報告等をフォローした税効果会計に携わる実務担当者の方に必携の一冊となっています。

研究開発税制 令和5年度税制改正の解説 後編

EY税理士法人 グローバル・コンプライアンス・アンド・レポーティング部
税理士 中野真純



▶ Masumi Nakano

法人向けコンプライアンス業務の他、税務調査サポート、アドバイザー業務に従事。EY税理士法人内の研究開発税制チームメンバー。EY税理士法人 シニアマネージャー。

I はじめに

令和5年度の税制改正においては、「成長と分配の好循環」を実現させるため、研究開発税制分野で多岐にわたる改正が行われています。

後編となる本稿では、高度研究人材の活用を促す措置の創設など、前編で触れていない項目を取り上げます。

II 高度研究人材の活用を促す措置の創設

1. 措置創設の背景

研究開発の質を高める観点からは、研究開発を担う「人」への投資を促すことが不可欠ですが、博士号取得者などの高度研究人材の活用は欧米に比して十分に進んでいないと考えられています。そのため、オープンイノベーション型税額控除の中で一般型よりも高い控除率で控除できる仕組みが創設されました。

2. 制度の内容

「博士号取得者」および「外部研究者」を雇用した場合、次の要件を満たす場合、これらの人件費の20%相当額を税額控除の対象とすることができます。

- ① 次のA÷Bが対前年比で3%以上増加していること
A：i）またはii）の研究者の人件費（工業化研究に該当するものを除く）
i）博士号を授与されて5年を経過しない者
ii）他の事業者で10年以上研究業務に従事した者（税額控除の適用を受ける法人の雇用から5年を経過していないこと）
B：試験研究を行う者の人件費
- ② 研究内容が社内外に広く公募されたもの等であること

III スタートアップの定義の見直し

1. 改正前の取扱い

オープンイノベーション型税額控除における、共同研究、委託研究の対象となる研究開発型ベンチャー企業は、産業競争力強化法により経済産業大臣が認定したベンチャーファンドから出資を受けたベンチャー企業や研究開発法人・大学発ベンチャー企業で一定の要件を満たすものとされていました。

2. 令和5年度の改正点

研究開発型ベンチャー企業の定義の見直しが行われ、スタートアップに出資を行うベンチャーファンドに対する経済産業大臣の認定が不要となり、より幅広いスタートアップ企業（特定新事業開拓事業者）が対象となりました。

具体的には、産業競争力強化法に規定する新事業開拓事業者のうち、次の要件の全てを満たすものとされます。

- ① 設立15年未満で一定の要件を満たす者
- ② 未上場の株式会社
- ③ 特定の企業グループに属さない者
- ④ 要件を満たしたベンチャーファンドまたは研究開発法人の出資先
- ⑤ 売上高研究開発費率10%以上

なお、特定新事業開拓事業者は経済産業省から証明書の交付を受け、適用法人はその証明書の写しを確定申告書に添付することとされます。

IV 分割等があった場合の調整計算の手続きに関する見直し

1. 分割また現物出資に係る比較試験研究費の額および平均売上金額の調整計算方法

比較試験研究費の額および平均売上金額（以下、比較試験研究費の額等）の計算において、組織再編成前の事業年度に係る分割法人または現物出資法人（以下、分割法人等）の試験研究費の額および売上金額（以下、試験研究費の額等）の全額を分割承継法人または被現物出資法人（以下、分割承継法人等）の試験研究費の額等に加算することが原則です。この場合、分割法人等は何ら調整（控除）を行いません。

一方、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、移転事業に係る試験研究費の額等を合理的に計算し、その金額を分割法人等および分割承継法人等の比較試験研究費の額等の金額に加減算する特例計算の適用ができます。

2. 改正前の取り扱い

前述1.の承認を受ける場合には、再編後2カ月以内に移転事業に係る合理的な区分方法について納税地の所轄税務署長に認定を申請し、再編に係る全ての法人が特例計算の適用を受ける旨の届出をする必要がありました。

3. 令和5年度の改正点

前述2.の認定申請・届出を廃止し、それぞれの分割法人等が確定申告書等、修正申告書または更正の請求書に必要事項を記載した書類を添付することで特例計算の適用を受けることができることになりました。

なお、この特例の適用を受ける場合には、2年目以降も確定申告書等への書類の添付が必要となります。

また、改正前に認定・届出の添付を行った場合には、改正後の事業年度における書類の添付は不要とされます。逆に、改正前に認定・届出を行わなかった場合でも、改正後の事業年度における確定申告書等に当該書類の添付をすることで特例の適用を受けることが可能となります。

V 一般試験研究費の額に係る税額控除の見直し

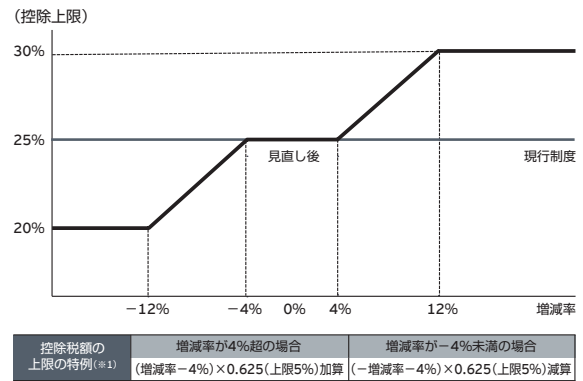
1. 控除上限の見直し

試験研究費の増減率^{※1}に応じて、税額控除の上限が20～30%で変動する仕組みが導入されました。

具体的な税額控除限度額の計算方法は<図1>の通りです。なお、この制度は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用され、売上高試験研究費割合が10%超の場合の控除上限の

特例とのうち控除上限が多くなる方を適用することとされます。

▶ 図1 控除上限のインセンティブ強化

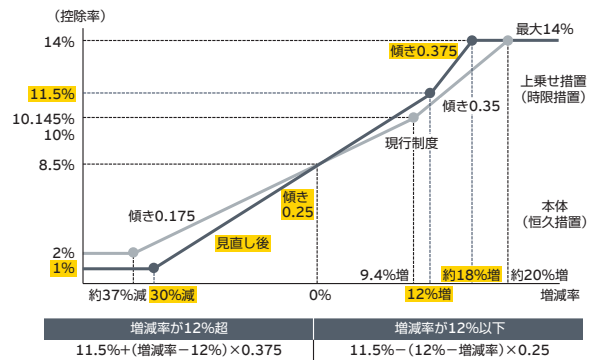


出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係 税制改正について」

2. 控除率の見直し

研究開発費の増加インセンティブをさらに強化するため、試験研究費の増減に応じた税額控除率のカーブが見直されました。また控除率の下限が2%から1%に引き下げられました（<図2>を参照）。

▶ 図2 控除率のインセンティブ強化



出典：経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係 税制改正について」

VI おわりに

企業の積極的な研究開発投資に対するインセンティブ強化となる改正がある一方で、税額控除率の下限が引き下げられることにより、控除される税額の幅が大きくなります。今まで以上に試験研究費の詳細な把握が求められるとともに、最も有利となるパターンを組み合わせを検討することが重要となります。

お問い合わせ先

EY税理士法人
グローバル・コンプライアンス・アンド・レポート部
E-mail: masumi.nakano@jp.ey.com

※1 増減率の計算方法は次の通り。（当期の試験研究費の額-比較試験研究費の額^{※2}）÷比較試験研究費の額

※2 比較試験研究費の額とは、直近3事業年度の試験研究費の額を平均した額をいう。

持分法の適用範囲

企業会計ナビチーム 公認会計士 中村 崇

▶ 企業会計ナビURL
ey.com/ja_jp/corporate-accounting



▶ Takashi Nakamura

監査部門に所属し、陸運業、建設業などの会計監査に携わる傍ら、書籍執筆、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆等に従事している。

＜お問い合わせ先＞EY新日本有限責任監査法人 E-mail：takashi.nakamura2@jp.ey.com

今回は「解説シリーズ『持分法』第2回：「持分法の適用範囲」の一部を編集し、紹介します。

I 持分法の適用範囲

連結財務諸表上、関連会社及び非連結子会社に対する投資については、原則として持分法を適用します（企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」（以下、会計基準）第6項）。

ここでまず関連会社及び非連結子会社とは何か、の定義から確認していきませんが、＜表1＞の企業のことをいいます。なお、「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）も含まれます（会計基準第4-2項）。

▶ 表1 関連会社・非連結子会社の定義

会社	定義
関連会社	企業（当該企業が子会社を有する場合には、当該子会社を含む）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の企業（会計基準第5項）
非連結子会社	連結の範囲から除かれる子会社

ただし、持分法適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法適用会社としないことができます（会計基準第6項）。

▶ 表2 持分法適用会社の子会社又は関連会社の取扱い

関連会社の場合	非連結子会社の場合
持分法適用会社である関連会社の子会社又は関連会社は持分法の適用範囲には含まれない。ただし、持分法適用会社である関連会社が有する子会社又は関連会社について持分法を適用して認識した損益又は利益剰余金が連結財務諸表に重要な影響を与える場合には、当該損益を持分法適用会社である関連会社の損益に含めて計算する必要がある。	持分法適用会社である非連結子会社の子会社又は関連会社は持分法の適用範囲に含まれる。

また、持分法適用会社の子会社又は関連会社が持分法適用範囲に含まれるかどうかについては、関連会社であるか非連結子会社かで異なり、＜表2＞のとおり定められています（会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」（以下、実務指針）第3項）。

II 関連会社の判定

I.で関連会社の定義を確認しましたが、関連会社の判定は、対象企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して「重要な影響を与える」ことができるかどうかポイントとなり、実態を踏まえた実質的な判断が求められます。＜表3＞の場合には、他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して「重要な影響を与える」ことができると判定され、当該他の企業は関連会社に該当します。なお、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除きます（会計基準第5-2項）。

▶ 表3 関連会社の判定

議決権の所有割合	財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができると判定される場合
20%以上	他の企業の議決権の20%以上を自己の計算において所有
15%以上 20%未満	他の企業の議決権の15%以上20%未満を自己の計算において所有 + 役員関係などの一定の要件（※＜表4＞①～⑤のいずれかに該当する場合）
15%未満	他の企業の議決権の15%未満を自己の計算において所有 + 緊密な者及び同意している者*1と合わせると他の企業の議決権の20%以上を所有 + 役員関係などの一定の要件（※＜表4＞①～⑤のいずれかに該当する場合）

$$\text{議決権の所有割合} = \frac{\text{所有する議決権の数}}{\text{行使し得る議決権の総数}^*2}$$

*1 企業会計ナビ 解説シリーズ「連結（平成25年改正）第1回：連結の範囲」（ey.com/ja_jp/corporate-accounting/commentary/consolidated/commentary-consolidated-2016-04-12-01）を参照。

*2 行使し得る議決権の総数からは自己株式や相互保有株式を控除する。

▶表4 議決権所有割合100分の20未満で重要な影響を与えることができると判定される一定の要件

他の企業との関係	一定の要件
① 役員、使用人関係	役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の企業の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること
② 資金関係	子会社以外の他の企業に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む）を行っていること
③ 技術関係	子会社以外の他の企業に対して重要な技術を提供していること
④ 取引関係	子会社以外の他の企業との間に重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引があること (例) ▶商品又は製品等の売上、仕入・経費取引について、自己との取引の割合が相当程度を占める関係にあること ▶代理店、専売店若しくは特約店等又はフランチャイズ契約によるチェーン店等であって、契約による取引金額が当該店における売上高又は仕入高・経費取引の概ね過半を占め、かつ他の契約店等に比して取引条件が特に優遇されていること又はそれへの加盟が極めて限定的であること ▶業種における取引の特性からみて、極めて重要な原材料・部品・半製品等を供給していること ▶製品等の特性からみて、極めて重要な設備を継続的に発注していること ▶当該他の企業の重要な事業場用地を貸与していること ▶当該他の企業の主要な営業設備又は生産設備等を貸与していること
⑤ その他事実関係	その他子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること (例) ▶共同出資事業契約等に基づいて、多額の出捐及び債務負担を行っていることにより、総合的に判断して財務及び営業又は事業の方針の決定に相当程度関与し得る力を有すると認められること

また、＜表3＞内の※に記載した、役員関係などの一定の要件とは、＜表4＞の①～⑤をいいます（会計基準第5-2項、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（以下、連結範囲適用指針）第21項～第23項）。議決権の所有割合と＜表4＞の要件を加味して、「重要な影響を与える」ことができるかどうかを検討します。

なお、他の会社に対し共同で出資を行っている合併会社の場合にも、意思決定機関を支配しているか否かの判定を行うこととなりますが、この結果として共同支配企業の形成による処理方法（企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」第11項）が適用され、その後も共同で支配されている実態にある企業については、共同で出資を行っているそれぞれの投資会社の関連会社として取り扱われます（連結範囲適用指針第16項（2））。

また、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社に対する投資については、持分法を適用しないものとされています。具体的には、当連結会計年度において財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えているものの、直前連結会計年度において重要な影響を与えておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって重要な影響を与えないことが確実に予定されている場合が該当します（連結範囲適用指針第25項）。

Ⅲ 持分法の適用範囲に関する重要性の判断基準

持分法の適用範囲から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えない関連会社及び非連結子会社（以下、関連会社等）の判定は、企業集団における個々の関連会社等の特性（質的重要性）とともに、少なくとも利益及び利益剰余金の2項目に与える影響（量的重要性）をもって判断すべきものと考えられます（監査・保証実務委員会実務指針第52号「連結の範囲及び持分法

の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い」第5項、第5-2項）。

① 利益基準

持分法非適用の関連会社等の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額

連結財務諸表提出会社の当期純損益の額、連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額並びに持分法適用の関連会社等の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額

② 利益剰余金基準

持分法非適用の関連会社等の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額

連結財務諸表提出会社の利益剰余金の額、連結子会社の利益剰余金の額のうち持分に見合う額並びに持分法適用の関連会社等の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額

当該算式を適用する際は、次の事項に留意します。

- ① 影響が一時的であるため持分法を適用しない関連会社及び利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため持分法を適用しない関連会社については当該算式には含めません。
- ② 利益や剰余金の額の小さなものから機械的に順次選定するのではなく、個々の関連会社等の特性や当該算式で計量できない要件も考慮します。例えば、次のような関連会社等は原則として持分法を適用することになります。
 - ▶ 連結財務諸表提出会社の中・長期の経営戦略上の重要な関連会社等
 - ▶ 連結財務諸表提出会社の一業務部門、例えば、製造、販売、流通、財務等の業務の全部又は重要な一部を実質的に担っていると考えられる関連会社等
 - ▶ セグメント情報の開示に重要な影響を与える関連会社等
 - ▶ 多額な含み損失や発生の可能性の高い重要な偶発事象を有している関連会社等
- ③ 会社間の取引による資産に含まれる未実現損益を消去後の金額によります。
- ④ 関連会社等の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合においてその差異が3カ月を超えないときには、連結決算日の最近の事業年度に係る金額によることができます。
- ⑤ 当期純損益の額が事業の性質等から事業年度ごとに著しく変動する場合には最近5年間の平均を用いる等適宜な方法で差し支えありません。

編集後記

今回は、編集後記の場をかりて、皆さまにご連絡があります。

「情報センサー」は、デジタル版と紙面の併用で発行していたのですが、デジタル化、ペーパーレス化をさらに推進するために、来月の8月・9月合併号を最後に、紙面での発行を取りやめて、デジタル版での情報発信に注力することとなりました。併せて、よりスピード感を重視するために、従来の月刊にこだわらず、都度、タイムリーな情報発信をする方向で進めてまいります。

今号の「情報センサー」は、189号になりますが、実は、創刊号といわれているものは、リニューアル創刊号と銘打って2003年6月に発行されました。「情報センサー」自体は、過去のアーカイブをひも解くと、1980年代から発行されていたようです。リニューアル創刊号が発行された2003年は、当時の新日本監査法人が海外提携先をアーンスト・アンド・ヤングに統一した年でもありました。EYのコーポレートカラーは、ご存じの通り、イエローですが、EYのロゴの上に黄色いビームをあしらったマークと、この「情報センサー」という名称は非常にマッチしており、イエローの光のセンサーが人を明るく照らし、情報をタイムリーに届け、皆さまと当法人とをつなぐ、そのような役割を担ってきたと感じています。

紙面による号は、見開き1ページで見やすいといった一覧性もあり、会社内部で回覧して利用するなど、コミュニケーションツールとして利用していただいたり、または、冊子の表紙の写真に四季のひと時を感じとっていただくなど、読者アンケートではたくさんのお声が寄せられました。皆さまには、紙面版をご愛読していただき本当にありがとうございました。紙面版は終了しますが、企業環境がますます早く変化し、複雑化する中、より踏み込んだ幅広い情報をお届けするという使命は変わりありません。会計やディスクロージャーに関する知識の深さや会計専門家としての見識の高さを備え、経験に基づいた高品質で豊富なナレッジを提供できる、EYはそんな優れたプロフェッショナル集団として、引き続き情報のセンサーを発信し続けてまいります。

「情報センサー」編集委員長 高橋幸毅

企画編集

池田彩子 今村 洋 岩崎尚徳 北出旭彦 小原香織 小宮大地 高橋幸毅 田中裕樹 塚本 愛 中澤範之 安居良大
(あいうえお順)

お問い合わせ

「情報センサー」の掲載内容について、詳細な情報をご希望の場合は、執筆者またはその分野の専門家が対応させていただきます。下記までお問い合わせください。

BMC本部 E-mail : knj@jp.ey.com

「情報センサー」のバックナンバーはウェブサイトに掲載しております。

www.ey.com/ja_jp/library/info-sensor

〈今月の表紙〉 日南市（宮崎県）

(注)▶ 掲載内容のうち、意見にわたる部分は個人的見解です。なお、原則として2023年5月17日現在の情報で執筆しております。

▶ 掲載したサービス内容は、公認会計士法における「監査関与先に対する非監査サービスの同時提供の制限」により、EY新日本有限責任監査法人の監査関与先企業に対してサービスを提供できない場合があります。監査関与先企業の皆さまが、同サービスの提供をご希望の場合は、監査担当会計士にご相談ください。

情報センサー 2023年 7月号 Vol.189

発行日：2023年7月3日

発行所：EY新日本有限責任監査法人

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

©2023 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

01236-226Jpn

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp